

平成25年3月甲良町議会定例会会議録

平成25年3月6日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第6号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第7号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第8号 甲良町公営住宅等の整備基準に関する条例
- 第11 議案第9号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
- 第12 議案第10号 甲良町指定地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- 第13 議案第11号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第14 議案第12号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 甲良町道路法に基づく町道の構造に関する技術的基準を定める条例
- 第16 議案第14号 甲良町道路法に基づく町道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 第17 議案第15号 甲良町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例
- 第18 議案第16号 滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更につき、議決

- を求めることについて
- 第19 議案第17号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第20 議案第18号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第21 議案第19号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
- 第22 議案第20号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第21号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第22号 平成25年度甲良町一般会計予算
- 第25 議案第23号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第24号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第27 議案第25号 平成25年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第28 議案第26号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第29 議案第27号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第30 議案第28号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第31 議案第29号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第32 議案第30号 平成25年度甲良町水道事業会計予算
- 第33 議案第31号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算
- 第34 同意第1号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第35 発議第1号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第36 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅準備室長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設課長	若林嘉昭	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	橋本悟
社会教育課長	池田弥太郎	保健福祉課参事	片岡聡
水道課参事	北坂仁	総務課参事	中川雅博
建設課参事	阪東克美		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	宝来正恵
------	-----	----	------

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 金澤議員および10番 山田議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成25甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

さて、国においては来年4月に予定される消費税率の8%への引き上げを含めた税と社会保障の一体改革をはじめ、TPP交渉への参加、エネルギー政策、あるいはデフレからの脱却に向けた阿部政権の経済政策「アベノミクス」の財政政策など、その状況が国会で審議されておりますが、そのいずれも地域住民の生活や行財政運営に大きく影響を与えるものであります。

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災の復興事業に対処する必要性から一層の歳出削減が不可欠であり、国家公務員の人件費を削減するために国家公務員の給与に関する特例が定められています。

また、地方公務員の給与改定に関する取り扱いについても、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっております。

す。

また、今後負担増となる消費税について、国民の理解を得ていくためにも、まずは公務員が先頭に立って行政改革に取り組む姿勢を示すことが重要だと考えております。

次に、本町におきましては、農業振興の一環として進めてまいりました道の駅せせらぎの里こうらの交流館も完成し、事業としては完了を迎えます。3月23日には、農産物直売所の移転も終え、本格オープンをいたします。この交流館を拠点に甲良町の歴史や観光など、交流人口の増加や農業の生産振興についても発展することを期待しております。

今議会で、本町の新年度予算を審議いただきますが、限られた収入財源を適切にかつ効率的な行政サービスに活かし、町民全体の幸せにつながるよう、しっかり行政運営をいたしていく所存でありますので、議員各位のご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明であります。議案第1号は、事務事業の見直しによる甲良町課設置条例の一部を改正するものであります。

議案第2号、議案第3号は、せせらぎの里こうらがオープンするに伴い、甲良町特別会計条例およびせせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、図書館協議会委員および甲良町情報公開、個人情報保護審査会委員を加えるため、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第5号および議案第6号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉法施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、甲良町消防団員等公務災害補償条例および甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第7号から議案第15号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、人権課所管として甲良町公営住宅管理条例の一部改正および甲良町公営住宅等の整備基準に関する条例の制定、保健福祉課所管として甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例および甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例ならびに甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定、建設課所管として甲良町都市公園条例の一部改正、甲良町道路法に基づく町道の構造の構造に関する技術的基準を定める条例および甲良町道路法に基づく町道に設ける道路

標識の寸法を定める条例ならびに甲良町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の制定であります。

議案第16号から議案第18号は、地方自治法第290条の規定により、滋賀県市町村職員退職手当組合理約および滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約ならびに湖東広域衛生管理組合理約の変更につき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第19号は、平成24年度甲良町一般会計補正予算（第7号）で、4,644万1,000円を増額し、補正後の予算の総額を39億448万8,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費における共済組合負担金、湖東定住自立圏公共交通活性化事業負担金の増ほか、社会福祉費における障害者自立支援介護等給付費、福祉医療費、保健福祉センター施設管理費の増、療養介護施設医療給付費、更生医療給付費の減ほか、農林水産行費における戸別所得保障制度推進事業負担金の増、せせらぎの里整備工事、農道整備費の減ほか、土木費における町道新設改良費、道路付属物点検調査業務委託の増、町耐震改修促進計画見直委託の減ほか、消防費における消防事務委託の減、特別会計操出金で、新築資金会計操出金の増、歳入では、徴税における法人税の増、国庫支出金における障害者自立支援給付負担金、社会資本整備交付金の増、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の減ほか、県支出金における福祉医療費補助金、障害者自立支援対策臨時特例交付金の増、緊急雇用創出特別推進事業交付金の減のほか、諸収入における市町村振興協会交付金の増、農道整備地元負担金、埋蔵文化財発掘調査負担金の減ほか、町債における公共事業等債の増、せせらぎの里こうら整備事業債の減等でございます。

議案第20号は、平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算で、2,351万4,000円を増額し、補正後の予算の総額を7億2,539万4,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、介護サービス諸費における居宅介護サービス給付費負担金の増、施設介護サービス給付費負担金の減ほか、特定入所者介護サービス費等における特定入所者介護サービス負担金の増、歳入では、国庫支出金における介護給付費負担金の増などでございます。

議案第21号は、平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）で、239万3,000円を増額し、補正後の予算の総額を4,207万6,000円とするものでございます。

主な補正項目としましては、総務費における職員人件費の減、歳入では、

一般会計繰越金の増でございます。

議案第22号は、平成25年度甲良町一般会計予算で、歳入では、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税について、前年度予算に対して約5,000万円の増額となることが予想されます。しかし町税では、軽自動車税を除くすべての税で減収が予想され、全体では2,200万円の減となりました。そして、特別交付税につきましても、東日本大震災の影響で、昨年度よりさらに減額となり、本町の財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

一方歳出では、せせらぎの里こうら整備事業予算は終了しましたが、新たにせせらぎの里こうら運営事業特別会計を設置して事業運営を行います。その他農業振興施策や子育て支援施策、教育施策の充実、道路整備、町公民館駐車場整備などの予算が主な内容であります。平成25年度当初予算の収入不足は、基金を充当するとともに、歳出面では人件費削減、事務事業の見直し等による経費の削減を図り、不足財源の対応をいたしました。

以上のことから、前年度と比較し6.9%減の35億700万円の緊縮予算となりました。

主要施策の概要に掲げているとおり、新年度の事業の重点は、保健・福祉施策では、生活力の弱い人が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、住民の健康増進事業、各種がん検診委託事業、教育・文化新興施策では、まちの財産は「ひと」であることから、人類愛と郷土愛をはぐくむ教育の向上を図るため、小学校等外国語活動指導員設置事業、子育て支援施策では、子育て支援センター運営事業、まちづくり施策では、町総合発展計画に掲げた「笑顔で暮らせる豊かな農村」の実現をめざすため、各集落の地域自治交付金、若者の定住化を図るため、新たな出会い事業、農業・産業および観光施策では、従来の園芸作物振興補助金にかわりまして、新たにせせらぎ農産物計画出荷協定推進事業補助金とせせらぎ農産物緊急需要調整特別交付金事業補助金を創設しました。また、観光保全型農業の支援策として、環境保全型農業直接支払交付金の充実、また、商工振興施策として、住宅リフォーム補助金制度を継続し、地域の活性化を図りたいと考えております。安心・安全のまちづくりでは、「人」を守る、地域を守る災害に強い安心・安全なまちづくりをめざすため、一時避難所施設耐震改修補助金等を行います。雇用対策では、雇用情勢の悪化に対応するため、次の雇用のつなぎとする短期雇用の緊急雇用対策事業、環境施策では、太陽光発電設備設置補助金、公共事業では、公民館駐車場整備事業、町道金屋池寺長寺線改良事業の予算計上をいたしました。その他、各科目に計上した予算でバランスよい行政運営に心がけ、住民サービスの低下を来さないよう努力をいたしていきたいと考えてお

ります。

議案第23号から31号までは、平成25年度の8特別会計および企業会計の予算で、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、9会計の合計額は25億6,653万7,000円で、前年度と比べ1.4%の増となりました。

国民健康保険特別会計では、現状の医療費は横ばいの傾向であり、介護保険納付金や後期高齢者支援金は前年とほぼ同額であります。また、特定健康診査で受診率はかなり改善されましたが、引き続き徹底した未受診者対策と保健指導に取り組むこととしております。予算規模は前年度対比2.1%減の9億3,393万2,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療事業特別会計では、医療費は毎年増加していますが、平成24年度の保険料の改定幅が縮小されたことから、前年度対比7.7%減の6,358万2,000円を計上いたしました。

介護保険特別会計では、平成24年度に保険料が改定されましたが、デイサービスなどの居宅介護サービス給付費が大幅に増加しているため、前年度対比9.4%増の7億5,882万2,000円を計上いたしました。

墓地公園事業特別会計では、永代使用の促進を図るため、平成20年度に墓碑移転促進補助金制度を創設しました。予算規模は、前年度対比0.3%減の211万4,000円を計上しました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計では、町債残高の減により交際費も年々減少することから、前年度対比36.9%減の2,504万9,000円を計上しました。

土地取得造成事業特別会計では、引き続き事業残地の処分を推進するため、前年度費25%の増の500万2,000円を計上しました。

下水道事業特別会計では、面整備もほぼ完了しつつあり、事業量が減少しましたが、公債費が増加していることから、前年度対比2.4%増の4億2,239万1,000円を計上しました。

水道事業会計では、公債費は横ばいであるが、建設改良費が減少したことにより、前年度対比0.7%減の2億5,923万6,000円を計上しました。せせらぎの里こうら運営事業特別会計では、当分の間直営で行うこととし、予算規模は9,640万9,000円を計上しました。

同意第1号は、任期満了に伴う甲良町公平委員会委員の選任につき、再任の同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますことをお願い申し上げます。議案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお

願います。

○**建部議長** 次に、日程第3 議案第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第1号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**中川総務課参事** 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、事務事業の見直しを行った結果、建設課と水道課を統合するものであります。

甲良町課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「建設課」を「建設水道課」に改め、「水道課」を削る。

第3条建設課の項目を次のように改め、同条水道課の項目を削る。

建設水道課。

(1) 建築および公共施設の営繕に関すること。

(2) 道路および河川に関すること。

(3) 町道の維持管理および雪寒対策に関すること。

(4) 法定外公共物の管理に関すること。

(5) 都市計画に関すること。

(6) 災害防止および復旧に関すること。

(7) 地籍調査に関すること。

(8) 上水道に関すること。

(9) 下水道に関すること。

(10) 上下水道の使用料等の徴収に関すること。

付則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付則の2。

甲良町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「建設課」を「建設水道課」に改め、「水道課の所管に関する事務」を削る。

付則3。

次に掲げる条例の規定中「水道課」を「建設水道課」に改める。

(1) 甲良町水道事業の設置等に関する条例第3条第2項。

(2) 甲良町公共下水道事業審議会条例第8条。

以上であります。よろしくお願ひします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第1号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願ひます。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願ひます。
起立全員であります。
よって、議案第1号は可決されました。
次に、日程第4 議案第2号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○**陌間事務局長** 議案第2号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成25年3月6日。
甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
道の駅準備室長。

○**茶木道の駅準備室長** 議案第2号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、平成25年度から道の駅せせらぎの里こうらの運営を町で行うことから改正するものでございます。

甲良町特別会計条例の一部を次のように改正します。

条例第1条に次の1号を加える。

(8) せせらぎの里こうら運営事業特別会計 せせらぎの里こうら事業。
付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 このせせらぎの里の特別会計の設置そのものは、せせらぎの里がいよいよ本格オープンするにあたってであると思います。そして、過去の経過で言えば第三セクター、それから法人化をめざすということで進めてまいりましたけども、それが軌道に乗らずに今回直営のもとで行われるということではありますが、質問は、今後の当面というように町長の先ほどの提案説明でもありましたけども、当面する法人化なり第三セクターの設立など、この特別会計から脱却をする上でどういう方策を、どういう方向性をとろうとしているのか、示していただきたいと思います。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 当分の間ということですが、25年度から町が運営をしますが、その中でも生産者組合と十分に詰めながら第三セクターの方向を見出していきたい。このように考えているものでございます。

以上でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、その対象のところですが、第三セクターというようにめざしてこられたわけですけども、その対象がJA東びわこさんと、それから町の商工会、この二者の団体を対象として視野に置いているかどうかのご説明、よろしくをお願いします。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 協議会上で、商工会さんならびにJA東びわこ、また生産者組合ということで協議をされてきた経過がございますので、その分も含めて検討はしていきたいと、このように考えております。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第5 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第3号 せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

道の駅準備室長。

○**茶木道の駅準備室長** 議案第3号 せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回、交流館が2月末をもって完成したことから、新たに条例を改正をさせていただきますものでございます。

条例第3条中「農産物加工所（農産物直売所、加工室）」を「交流館（展示・販売施設、情報コーナー）、農産物加工所、園芸作物出荷調整室」に改めるものでございます。

条例第5条第1項第1号を次のように改めます。

既に午後6時まで営業をしていることから、以前は冬季は5時までというふうに定めをしておりましたが、年間通じて午前9時から午後6時ということで改めるものでございます。

条例第5条第1項第2号を次のように改めるものであります。

第2項については削除ということでございます。別表でございますが、5時までの使用料も定めておりましたが、削除させていただいて、表のように改めるものでございます。

付則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

丸山議員。

○**丸山恵二議員** この昼までと昼からの時間なんですけど、昼までは3時間で2,000円、昼からは5時間で3,000円。これは生産者の方に関してはこれで不足というか、そういうのはなくうまくいっているんですか。時間のずれから言うと、3時間で2,000円、5時間で3,000円。昼までの方が分が悪そうに思うんですけど、その辺の生産者の方からは何か意見がありますか。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 この条例については、前回も可決いただいているものでございまして、今の生産者については免除ということでございます。あくまでも第三者が加工室を使うときということの定めになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願ひます。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第6 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長 議案第4号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○中川総務課参事 議案第4号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、図書館協議会委員および甲良町情報公開・個人情報保護審査会委員を新たに加えるものであります。

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

図書館協議会委員、日額5,000円、点々、甲良町情報公開・個人情報保護審査会委員、日額5,000円、点々。

付則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

山田議員。

○**山田議員** 昨日も全協のときにちょっと疑問に思っていたんですけども、個人情報保護審査委員会という委員なんですけども、過去にも設置があったという説明を、私、前にお聞きしたんですけども、過去は報酬、費用弁償が8,000円のところを5,500円というような議決で、そのようになったような記憶はしているんですけども、新たに個人情報保護審査委員会の委員を加えるということは、過去にはその審査委員会のそういう規約が、条例がなかったのかどうか、お聞きいたします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** ただいまのご質問でございますけれども、本条例につきましては、情報公開条例および個人情報保護条例というのが新たに平成15年と18年につくられております。したがって、平成18年に新たに今回の対象となります情報公開および個人情報保護審査会条例等が新たに策定されております。本来ですとそのときに現在の報酬等の定めをお願いするところでございますが、18年から23年度まで、実績としては開催されていなかった現状もございます。24年度につきましては、この開催にあたりまして予算計上の上では大学教授および弁護士等の知識的な指導をいただくことの趣旨から、勉強の趣旨も含めまして報償費の方で支出計上をいたしていた経過がございます。これにつきましてはちゃんとした、はっきりとした協議会がございますし、本来報酬すべきであるということから、今回大変申しわけございませんけれども、切りかえまして、報酬ということの追加をお願いしたものでございます。

以上です。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** 一応そういう、報酬の面はわかりましたけども、任期は一応5年、委員の任期は何年になっているんですか。5年ですか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 済みません、手間取りまして。任期は2年でございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** ということは、18年から23年までに委員会の開会が行われてなかったという中で4年過ぎております。そのときまでには委員の人員の変更といえますか、そういう形には全然なかったということですね。去年の、

24年の4月にこの委員が新たに設置されたと。過去には変更がなかった。4年間は同じ人がやっていたということですね。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 任期は2年でございますので、変更はございました。一応人員は5名、会長、副会長については当時からかかわっておられる大学教授、弁護士ということですが、条例ではうたっておりませんが、充て職的に行政経験の豊富な方と、それと、人権擁護委員、行政相談員から1名ずつ選出いただいております。人権擁護委員、行政職員につきましては交代がございますので、そのときにその委員会の方からお願いいたしまして出ていただいている経緯がございます。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第7 議案第5号および日程第8 議案第6号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

議案第6号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○中川総務課参事 議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を説明いたします。

今回の改正は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月27日に公布されました。この法律が施行されることによりまして、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴うものであります。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

続きまして、議案第6号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例です。

改正理由につきましては、議案第5号と同じであります。

甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を、次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようでありますから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第9 議案第7号および日程第10 議案第8号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第7号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第8号 甲良町公営住宅等の整備基準に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○奥川人権課長 まず、前段にですが、議案第7号から議案第15号につきましては、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法に関連いたしまして国で定められていたものを町の条例として定めるものでございますが、内容につきましては国の基準を引用するものでございます。

まず、議案第7号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、第1次一括法における改正と、第3条関係の別表におけます公営住宅の除却により削除となるもの、建てかえにより設置場所が変更となったものの改正で、平成25年4月1日から施行をお願いするものでございます。

続きまして、議案第8号 甲良町公営住宅等整備基準に関する条例につきましては、公営住宅法の規定に基づき公営住宅の整備に関する基準について必要な事項を定めるものでございまして、本年4月1日から施行し、同日以後に整備する公営住宅等に適用するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 1 1 議案第 9 号から日程第 1 3 議案第 1 1 号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第 9 号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例。

議案第 1 0 号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例。

議案第 1 1 号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 6 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○**片岡保健福祉課参事** 3 議案につきましても、地域主権改革一括関連法案に伴うものでございます。

議案第 9 号の甲良町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定める条例につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正され、国の法令で定めていた指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準および指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準について町の条例に委任されることに伴い、甲良町の指定地域密着型介護サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例に制定するものです。これにつきましては国の条例を引用させてもらったものでございます。

ということで、趣旨が第 1 条の方にうたわれております。

2 条につきましては、地域密着介護老人福祉施設入所者、生活介護の入所定員でございます。

3 条につきましては、指定地域密着型サービス事業および指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格でございます。それに甲良町の暴力団排除条例が 2 3 年 9 月だったと思います。議会で制定されております。その第 4 条に規定する町の責務ということで、町は基本理念に基づき暴力団排除に関する施策を総合的に推進しなければならないということに基づきまして、この申請者の申請においても同様の基準を追加させてもらった部分でござ

ざいます。

そして、次、議案第10号と11号ですけれども、これも地域一括主権改革の法案の部分でございまして、甲良町指定地域密着型介護サービスにつきまして、介護保険法の改正がされまして、国の定めていた地域密着型サービスに従事する事業者の員数および事業の設備、運営に関する基準について町の条例に委任されることに伴いまして甲良町の地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準として甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準を定める条例を制定されるものでございます。これにつきましても国の条例を引用させてもらっています。先ほどの基準につきましては、国の方の平成18年3月14日、厚生省令34号の部分引用させて作成させてもらっております。

次の予防の方の議案第11号につきましては、平成18年3月14日の厚生省令36号を引用させて作成をさせてもらっております。

そして、その2つの条例ですけれども、町独自ですけれども、3点ほど修正をさせてもらっております。

1点目は、記録の整備というところでございます。国の方の政令では、記録が2年間保存しなければならないというふうにうたっておるわけですが、今回の条例の中身は5年間というふうにさせてもらっております。

というのは、地域密着型サービス事業者の不適切な請求に基づき介護報酬を受け取った場合には、町は保険者としてこの返還を請求します。このとき町の返還請求権は、地方自治法により5年間で時効となっております。政令は保存が2年となっておりますので、町が返還を請求しようとしたときに現状すべきサービス提供の記録が存在しないおそれがあります。そのために条例を制定するにあたりましては、介護報酬の請求の記録の保存期間を5年間と規定し、返還請求権の期間の整合性を図るためにさせてもらっております。

そして、2点目ですけれども、非常災害対策ですけれども、国の方は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連絡体制を整備し、定期的に避難訓練等を行わなければならないというふうになっておりますけれども、独自で事業者が地域で実施される避難・防災訓練等の参加に努めること、および非常災害時に事業が継続できる体制を整えることに文面を少し変えさせてもらっております。

というのは、地域の防災訓練の参加により日ごろから地域の方々と面識を持ち非常時の連携を進めておくことや、備蓄等により非常災害時における入所者等の生活を維持できる体制を整えることで利用者の安心・安全を確保することができるための規定を追加させてもらっております。

最後の3つ目ですけれども、職員研修の充実というところで、事業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないというふうに国の方はなっておりますけれども、甲良町につきましては事業者、従事者の資質の向上のために、最近起こっています高齢者の人権、そして虐待防止、認知症等のケアの研修の機会を保持しなければならないというように変えさせてもらっています。やはり入所者が尊厳ある生活が送れるよう、高齢者虐待防止の一層の徹底を図り、また、国において今後グループホームは地域の認知症ケアの拠点としての役割も検討されていることから、より一層事業者の資質の向上に努める必要があるため研修項目として明記をさせてもらっております。

以上、3点を独自に変更、修正をさせてもらっています。これにつきましては、平成25年4月1日からということで行うということになっております。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 今の3条例ですけれども、町の条例に委任されることによって変更される業務内容や、それから対応、これが先ほど説明がありました1、2、3、返還請求のことで整合性を持つことと、それから非常時災害のときには地域と連携を努めること、それから、職員の資質向上ということで3点変わったところがありましたが、介護保険のサービスの点については町民との関係では非常に大事な、また重要な事業となっています。それで、それ以外は町に委任される、条例に委任されることによって対応が変わるもの、それから、サービスが変わるものというのは、そのことの範囲であるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

○**建部議長** 保健福祉課参事。

○**片岡保健福祉課参事** これにつきましては、基準条例ということで事業者が万が一その事業をされる場合の基準条例でありますので、利用者に対応云々という、これは給付サービスの方になりますので、今の条例につきましては国の方で、18年以前は国の方の基準で許可申請になっておりますけれども、18年4月から地域密着ということで市町村に指定監督、権限が移譲されております。その中で基準条例だけが国の方になっておったということで、一括法で市町村の条例でされるということになります。今後事業がされる場合は、市町村がこれに基づきまして許可基準ということになってくるということになります。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第12号から日程第17 議案第15号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第12号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例。

議案第13号 甲良町道路法に基づく町道の構造に関する技術的基準を定める条例。

議案第14号 甲良町道路法に基づく町道に設ける道路標識の寸法を定める条例。

議案第15号 甲良町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設課長。

○**若林建設課長** 議案第12号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

地域主権一括法の関連の条例改正でございます。第1次一括法で公布されました都市公園法第3条第1項および同条第2項の改正により、地方公共団体が都市公園の設置をする場合は、政令で定める都市公園の配置および規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するよう、本条例の一部を改正するものでございます。参酌いたしました政令等は都市公園法ならびに都市公園施行令でございます。

続きまして、議案第13号 甲良町道路法に基づく町道の構造に関する技術的基準を定める条例について説明申し上げます。

これも地域主権の一括法で、これにつきましては第1次一括法で公布されたものでございます。この法律の施行に伴いまして、道路法第30条第4項の改正により、これまで国が一律に政令で定めていた道路の構造の技術的基準について政令を参酌して条例を制定するものでございます。参酌した政令等は、道路法ならびに道路法施行令、それと道路構造令でございます。

条例の内容につきましては、1条で趣旨、2条で用語の定義、3条で道路の区分、以下4条から43条までは道路構造令を参酌して条例化いたしました。

付則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に新設し、または改築する町道について適用するものでございます。

続きまして、議案第14号 甲良町道路法に基づく町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について説明申し上げます。

これにつきましても一括法の関連でございます。一括法の法律が施行されたことに伴いまして、道路法第45条第3項が改正され、道路標識、区画線および道路標示に関する命令で定めていた基準の一部が町の条例に委任されることにより政令を参酌して条例を制定するものでございます。参酌する政令等は、道路法、道路法施行令、道路標識区画線および道路標示に関する命令でございます。

続きまして、条例の内容でございます。

1条に趣旨、2条に定義、3条に道路標識の寸法を条例で制定いたします。

付則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に設置する道路標識に適用するものでございます。

続きまして、議案第15号 甲良町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例について説明申し上げます。

これにつきましても、地域主権の一括法、これは2次の一括法でございます。この法律の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第10条の第1項、同条第2項および同法第13条の第1項、同条第2項、同条第3項が改正され、法律で定められている基準が町の条例に委任されたことにより政令を参酌して条例を制定するものでございます。参酌した政令は、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める政令でございます。

続きまして、条例の内容でございます。

1条で趣旨、2条で定義、3条で道路の構造基準、4条で特定公園施設の設置基準を制定いたしまして、付則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第16号および日程第19 議案第17号を一括

議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 陌間事務局長** 議案第16号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から滋賀県自治会館管理組合が脱退することおよび滋賀県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

議案第17号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、別紙のとおり滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することにつき関係市町が協議することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

- 建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

- 中川総務課参事** 議案第16号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について説明いたします。

今回の改正は、退職組合の事務所を移転するため、および平成25年3月31日をもって滋賀県自治会館管理組合が退職組合から脱退されるためであります。

滋賀県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように改正する。

第4条中「大津市京町四丁目3番38号」を「大津市松本一丁目2番1号」に改める。

別表第1中「、滋賀県自治会館管理組合」を削る。

付則。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

続きまして、議案第17号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規約。

改正理由につきましては、本組合の事務所を移転するため、および本組合の議員定数の規定が現実と乖離しているため改めるものであります。

現在の規定は、構成団体9団体の議会議長と町村会の正副会長3人を合わ

せて12名になっていますが、実際には町村会の正副会長は2名でありますので、1名を減ずる必要があるためであります。

滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように改正する。

第5条中「大津市京町四丁目3番38号」を「大津市松本一丁目2番1号」に改める。

第6条第1項中「12人」を「11人」に改める。

第6条第2項中「3人」を「2人」に改める。

付則。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員でございます。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第20 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第18号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、湖東広域衛生管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体において協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 議案第18号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて説明させていただきます。

障害者自立支援法の法律名の変更に伴い、湖東広域衛生管理組合の規約の一部を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を改正する規約。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「(4) 障害者自立支援法」を「(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付則。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第18号は可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。10時30分まで。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、日程第21 議案第19号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第19号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第7号）。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、議案第19号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれ4,644万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を39億448万8,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費の補正、既定の繰越明許費の変更は第2表 繰越明許費の補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正、既定の地方債の変更は第3表 地方債の補正によるものでございます。

1ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、1款 町税638万1,000円、9款 地方交付税5,354万2,000円、13款 国庫支出金651万2,000円の減額、14款 県支出金456万3,000円、19款 諸収入483万3,000円の減額。

2ページをお願いします。

20款 町債670万円の減額、歳入合計、補正前の額38億5,804万7,000円、補正額4,644万1,000円、計39億448万8,000円。

3ページです。

歳出、2款 総務費1,489万8,000円、3款 民生費3,154万9,000円、4款 衛生費36万1,000円の減額、6款 農林水産業費3,381万円の減額、7款 商工費27万4,000円、8款 土木費3,445万3,000円。

4ページであります。

9款 消防費423万6,000円の減額、10款 教育費513万9,000円の減額、13款 諸支出金881万3,000円、歳出合計は歳入

額と同額でございます。

5 ページでございます。

第2表 繰越明許費補正、2款 総務費 1項 総務管理費、収容事業認定申請等業務委託224万6,000円、6款 農林水産業費 1項 農業費、せせらぎの里こうら整備事業1,600万円、8款 土木費 2項 土木橋梁費、町道金屋池寺長寺線道路改良事業5,000万円、道路付属物点検業務委託950万円、9款 消防費 1項 消防費、町防災計画見直し策定業務委託700万円、第3表 地方債補正、せせらぎの里こうら整備事業債1,500万円の減額で、補正後4,350万円、公共事業等債（補正予算分）800万円の増額で、補正後800万円、犬上分署タンク車更新事業債30万円の増額で、補正後1,130万円、合計670万円の減額で3億2,609万6,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 幾つか続けて質問させていただきます。

5ページの防災計画の繰越明許補正のところですが、以前、町の防災計画には原発事故に対応する項目がなかったというように覚えていますが、今回、この見直し業務の委託の繰越明許になるわけで、来年度に繰り越されるわけですが、原発事故に対する対応する事項も見直しの対象とされているのかどうかです。

9ページの農村漁村活性化プロジェクト支援交付金が2,000万減額されているが、これは対応するものが、かわるものがあるのかどうか。それとも、事業確定による減なのかどうかの説明をお願いいたします。

同じく11ページも、せせらぎの里事業の事業債が減額になっていますが、対応するものがあるのかどうか。それとも事業確定による減かどうかです。

それから、17ページですね。町道新設改良費の2,030万円、これは内容を説明いただきたいと思います。

以上です。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 それでは、最初の防災計画の見直しの繰り越しですが、今、県下で原発の事故について頻繁に会議がありまして、担当者もかなりの回数、出席しています。もちろん原発も含んで防災計画に見直すということで動いていますのでご理解をお願いしたいと思います。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 2,000万円の減と記載の件でございますが、プロ

ジェクト交付金、農林水産省からいただく補助金の減で、今の段階で確定している部分について減額をさせていただきました。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 国の緊急の補正予算が近々でございましたので、どこということは今ございませんが、町道金屋池寺長寺線の工事の費用に充てたいと考えております。

○**建部議長** 西澤議員。これで答弁はみんな済んだかな。
西澤議員。

○**西澤議員** 17ページの2,030万円の補正ですけども、今、池寺金屋線の、現在工事中のところ増額の可能性があるのを見越してという意味ですかね、この3月に及んで年度末で計上したという意味を説明いただきたいと思います。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** ただいまやっている工事の追加の分ではございません。新たにこれはまた入札をして起こす事業費の分でございます。

○**建部議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第20を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第20号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○**片岡保健福祉課参事** それでは、議案第20号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出、それぞれ2,351万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,539万4,000円にお願いするものがあります。

それでは、1ページ、第1表 歳入歳出予算の補正、歳入、3款 国庫支出金、補正額831万1,000円、4款 支払基金交付金825万7,000円、5款 県支出金280万9,000円、6款 繰入金413万7,

000円、歳入合計、補正前の額7億188万円、補正額2,351万4,000円、計7億2,539万4,000円。

2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款 総務費57万8,000円、2款 保険給付費2,956万円、6款 地域支援事業費、△の108万5,000円、6款 諸支出金69万円、8款 予備費、△の622万9,000円、歳出合計につきましては歳入合計と同額です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第21号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第21号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**奥川人権課長** 議案第21号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

表紙の裏面をお願いいたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ239万3,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,207万6,000円をお願いするものでございます。

まず、歳入でございます。1ページをお願いいたします。

2款 繰入金、補正額881万3,000円の追加、3款 諸収入、補正額642万円の減、歳入合計といたしまして補正前の額3,968万3,000円、補正額239万3,000円、補正後の合計額4,207万6,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。2ページをお願いいたします。

1款 総務費、補正額263万円の減、2款 公債費、補正額502万3,000円の追加、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 年度末に近づいて一般会計からのその他繰り入れを1,100万余りをしなければならないという事情が生じたわけですが、この6ページを見ますと、新築資金の965万7,000円、滞納分の収入が予定どおり進まなかったということで理解をできるわけですが、その滞納分の繰り越しが予定どおり収入に上がらなかったという点の主な理由など、そういった対応についてどういようにされてきたのか、説明をお願いいたします。

○**建部議長** 人権課長。

○**奥川人権課長** 先ほどの最初の繰入金の部分ですが、まず、起債償還の財源不足分という形をお願いしております。そして、後段で滞納繰り越し分の部分でございますが、併せまして今回、繰り上げ償還等も随時進めておりましたけれども、一応最終見込みとして滞納繰り越し分もその額になったものであります。

以上でございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 全体の方針にもかかわることではありますが、今後の見通しの点で大事な点だと思いますので、簡単には結論が出ないと思いますが、新築資金の滞納問題が大きく、ずっと引きずっています。それで、償還の回数自体で1回しか返していないもの、ほとんど返していないもの、ごくわずかではありますが、そういう点で裁判のルートに乗せて、裁判のルートに乗せた後も和解という裁判の仲介を経て和解という形もありますので、そういう支払いをしなければならないルート、そして持ち家資金や新築資金は、当然担保が入っていますので、その点の町側の強制力をきちっと活かしながら、その上で支払いの条件、例えば10年かかる場合もあるでしょうし、それ以上かかるかもしれませんけれども、短期で払える状況も出てきます。そういう強制的な手続に入れないのかどうか。その辺での検討はどうなんでしょうか。

○**建部議長** 人権課長。

○**奥川人権課長** 滞納者につきましては、24年度も個別相談、ならびにまた、それによって一定の額を決めて納めていただけたようになってきた方も何件かおられます。なかなか呼び出しに応じていただけない部分につきましては、再度連絡をして、その後、先般関係する当人、また、先ほど申されました保証人等も含めまして納めていただくよう、またその通知等をさせていただいたところがございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 西澤議員。

○西澤議員 現状をリアルにつかむ上でも、繰り入れの1, 100万をプラスをしますと、累計金額、幾らになりますか。今までの繰り入れてきた金額の総合計ですね。今わからなければ後で報告をしていただければ結構です。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 また調べまして報告させていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

これより審査を願います日程第24 議案第22号から日程第33 議案第31号までの平成25年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第24 議案第22号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第22号 平成25年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、議案第22号 平成25年度甲良町一般会計予算について説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ35億700万円と定めるものでございます。第1表では、歳入歳出予算を説明いたしていきます。第2条につきましては債務負担行為、第3条につきましては地方債を、2表、3表で説明させていただきます。第4条につきましては、一時借入金を定めています。最高額は6億円でございます。第5条につきましては、歳出予算の流用について定めていまして、地方自治法によって流用できるものは給料、職員手当、共済費等でございます。

それでは、1ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算、歳入、1款 町税8億6,676万円、2款 地方譲与税3,800万円、3款 利子割交付金200万円、4款 配当割交付金110万円、5款 株式譲渡所得割交付金40万円、6款 地方消費税交付金6,300万円、7款 自動車取得税交付金1,000万円、8款 地方特例交付金200万円、9款 地方交付税14億5,500万円。

2ページでございます。

10款 交通安全対策特別交付金139万円、11款 分担金及び負担金3,542万7,000円、12款 使用料及び手数料2,849万5,000円、13款 国庫支出金2億3,225万1,000円、14款 県支出金2億665万9,000円、15款 財産収入731万円、16款 寄付金1万円、17款 繰入金1億5,855万円、18款 繰越金4,000万円、19款 諸収入1億1,424万8,000円、20款 町債2億4,440万円、歳入合計35億700万円。

4ページ、歳出、1款 議会費7,103万8,000円、2款 総務費5億2,942万4,000円、3款 民生費11億3,933万9,000円、4款 衛生費2億6,617万1,000円、5款 労働費68万8,000円、6款 農林水産業費9,742万6,000円、7款 商工費4,155万8,000円、8款 土木費1億9,128万3,000円、9款 消防費1億1,752万4,000円、10款 教育費3億8,884万2,000円、11款 災害復旧費1万5,000円。

6ページでございます。

12款 公債費4億6,938万3,000円、13款 諸支出金1億9,08万9,000円、14款 予備費350万円、歳出合計は歳入額と同額でございます。

7ページ、第2表 債務負担行為、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、平成25年から35年まででございます。限度額としましては、保証契約の効力が生じた日以降13年以内に代位弁償した場合、当該額から支払いを受けた保険金を控除した実質損失額の10分の8について201万5,000円でその損失を補償するものでございます。

子ども子育て支援事業計画策定委託、平成25年度から26年度まで483万円、農業経営基盤強化利子助成金、25年から29年まで1万8,000円。

8ページ、第3表 地方債、町公民館駐車場整備事業債3,230万円、公共事業等債（町道改良分）3,010万円、一般単独事業債（犬上分署救急車更新）650万円、施設整備事業債（犬上分署救急車更新）250万円、臨時財政対策債1億7,300万円、計2億4,440万円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 25年度予算については、各論についてはそれぞれ委員会で論議がされると思います。款別に委員会では進みますので、ここでは総括的な内容を尋ねておきたいと思います。

1つですが、当初予算案および主要施策の概要の1ページに述べられているポイントのところの記述であります。財源不足が生じる事態の中で、何をどのように工夫したのかという質問であります。このポイントの中には1億7,000万余りの財源不足が生じて、苦勞し、努力をされた経緯が述べられています。それで、収入の増額をめざした事項はどういうものであるのか。具体的なところですが、収入の増額をめざした事項はどういうところであるのか。また、歳出でも削減できない項目、事業があると思います。ですから、何を重点にこの25年度を事業展開を行おうとしているのかの説明を、総括的ではありますが、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** まず、収入ですが、今度の一般質問の中でも言おうと思っただけですが、平成24年度の決算見込み、24年の決算見込みですね。それで町税が4,000万円、減額予想されています。それから、法人税につきましても東日本大震災で減額、減収されるということもありますし、固定資産税の評価がえによる減収等見込まれます。それと、町民税は個人所得の減少というふうな、収入につきましてもかなり減収ばかりの予定でありますし、普通交付税につきましても国勢調査の人口が7,500人ということで、前回の調査からかなり減っておりますので、それによって普通交付税もかなり減額されるんじゃないかなというふうに思います。ただ、法人税につきましても、前回、前年度増収となりましたので、その辺を差し引きすると、対前年比4,500万円ぐらいの減額となるかなというふうに思っております。

それで、今回、入につきましてですが、今年度も集中豪雨とか、台風、雪害などで災害復旧費用が要するということで、甲良町でもそういうのはなかったんですが、5,000万程度の減額がされるというふうなことになって、先ほど言いました地方税と地方交付税を合わせて1億5,000万円の減額というふうなことが考えられます。

それで、今年度につきましてはせせらぎの里の整備事業も終了しました。それから、退職者が今回10人ありましたし、7人の補充ということで3名の不補充ということで、その額がありますし、それから、地方交付税も先ほど言いました東日本大震災の影響で減額を予想されるということで、税収

に関しては対前年度横ばいというふうなことを思っていますし、法人税は2,000万円の減収。ということで、入に關しましてはそういうふうな減収ばかりというふうなことでありますし、出の方で、歳出の方では特別会計の操出金、新たな農業振興施策や子育て支援施策、教育施策の充実、道路整備事業、町公民館駐車場整備事業等が増額となるということで、今回1億4,600万円の基金の取り崩しというふうな形で収入を賄ったということでもあります。

重点事項につきましては、予算の概要でも申し上げたとおり、保健福祉事業の生活力の弱い人が安心して暮らせるまちづくりを推進するということと、教育・文化新興施策では、まちの財産は「ひと」であることから、人類愛と郷土愛をはぐくむ教育の向上を図るということ、それから、子育て支援施策では、子育て支援センターを拠点とした子育て支援体制の強化を図る。4番のまちづくり施策では、町総合発展計画に掲げた「笑顔で暮らせる豊かな農村」の実現をめざす。それから、農業・観光振興施策では、歴史と自然の調和がとれたまちを基軸に農業と観光の振興を図る。6番目、安心・安全のまちづくりとして人を守る、地域を守る、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざす。7番目は雇用対策を考えております。8番目、環境施策も重点事業の主なものでございます。その他の事業としては、町の公民館の駐車場の整備事業、それから町道の整備事業と。地籍調査事業というふうなことを考えております。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第23号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第23号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○中川住民課長 それでは、失礼します。平成25年度甲良町国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

歳入歳出の予算につきましては、歳入歳出それぞれ9億3,393万2,

000円と定めるをお願いするものでございます。

次に、歳入でございます。1ページをお願いいたします。

1款 国民健康保険税1億7,136万1,000円、2款 使用料及び手数料10万、3款 国庫支出金2億6,244万9,000円、4款 療養給付費交付金4,171万1,000円、5款 県支出金9,887万円、6款 共同事業交付金8,677万5,000円、8款 繰入金9,542万5,000円。

次に、2ページをお願いいたします。

10款 諸収入125万8,000円、11款 前期高齢者交付金1億7,598万円、歳入合計は9億3,393万2,000円でございます。

次に、歳出をお願いいたします。3ページでございます。

1款 総務費3,158万円、2款 保険給付費6億793万8,000円、3款 老人保健拠出金10万7,000円、4款 介護保険納付金4,965万8,000円、5款 共同事業拠出金9,501万円、6款 保険事業費2,605万4,000円、8款 諸支出金53万1,000円。

4ページをお願いいたします。

4款 公債費25万円、10款 後期高齢者支援金等1億2,142万5,000円、11款 前期高齢者納付金等16万円、12款 予備費121万7,000円、歳入合計と同じでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 議案第24号を議題といたします。議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第24号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 表紙を1枚おめくりいただきまして、平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

総額を、歳入歳出それぞれ6,358万2,000円をお願いするもので

ございます。

1 ページ、第1表をお願いいたします。歳入の部でございます。1款 後期高齢者医療保険料3,851万4,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 繰入金2,503万6,000円、4款 繰越金1,000円、5款 諸収入2万1,000円、歳入合計6,358万2,000円でございます。

続きまして、次のページ、2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費504万4,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金5,814万6,000円、3款 諸支出金2万1,000円、4款 予備費1万1,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第25号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第25号 平成25年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○片岡保健福祉課参事 では、議案第25号 平成25年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ7億5,882万2,000円にお願いするものであります。

第1表 歳入歳出の予算、1款 保険料1億4,172万円、2款 使用料及び手数料1,000円、3款 国庫支出金1億8,152万1,000円、4款 支払基金交付金2億765万4,000円、5款 県支出金1億296万6,000円、6款 繰入金1億2,195万4,000円、7款 繰越金300万円、8款 諸収入5,000円、9款 財産収入1,000円、2ページをお開きいただきたいと思います。歳入合計につきましては7億5,882万2,000円でございます。

次に、3ページ、歳出、1款 総務費3,046万7,000円、2款 保険給付費7億937万3,000円、6款 地域支援事業費1億4,111

万5,000円、4款 公債費1,000円、5款 基金積立金1,000円、6款 諸支出金2,000円。

次のページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

7款 高額医療合算介護サービス等費122万円、8款 予備費364万3,000円、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

5ページ、第2表の債務負担行為ということで、介護保険事業計画等見直し策定委託ということで、第6期の介護保険事業計画が26年、させてもらう形になります。それに伴いまして25年度から26年度までということで593万3,000円を計上しております。

これで説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第26号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第26号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**中川住民課長** それでは、平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1枚おめくりください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211万4,000円と定めるということでございます。

1ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算、歳入、1款 繰越金1万円、2款 使用料及び手数料175万円、3款 諸収入5万8,000円、4款 財産収入9,000円、5款 繰入金16万7,000円、6款 他会計借入金12万円、歳入合計211万4,000円でございます。

2ページをお願いします。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費35万4,000円、2款 諸支出金175万円、3款 予備費1万円、歳出合計は歳入合計と同じでござ

います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第27号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第27号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**奥川人権課長** 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ2,504万9,000円とお願いするものでございます。

まず、歳入でございます。1ページをお願いいたします。

1款 県支出金84万円、2款 繰入金530万6,000円、3款 諸収入1,890万2,000円、4款 繰越金1,000円、歳入合計2,504万9,000円でございます。

歳出でございます。2ページをお願いいたします。

1款 総務費614万6,000円、2款 公債費1,890万円、3款 予備費3,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第28号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**奥川人権課長** 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ500万2,000円にお願いするものでございます。

歳入でございます。1ページをお願いいたします。

1款 財産収入500万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入1,000円、歳入合計500万2,000円でございます。

2ページをお願いします。

歳出です。1款 公共事業用地取得事業費1,000円、2款 諸支出金500万円、3款 予備費1,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第29号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第29号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

水道課参事。

○**北坂水道課参事** それでは、議案第29号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出の総額は、それぞれ4億2,239万1,000円をお願いするものでございます。

第2条、地方債におきましては第2表で説明をさせていただきます。

第3条、一時借入金につきましては3億円ということをお願いしたいと思っております。

それでは、次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算を説明させていただきます。歳入、1款 国庫支出金150万円、2款 繰入金1億8,614万7,000円、3款 諸収5万1,000円、4款 町債1億4,390万円、5款 繰越金10万円、6款 財産収入3万6,000円、7款 使用料及び手数料8,969万1,000円、8款 分担金及び負担金105万6,000円、歳入合計として4億2,239万1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款 総務費7,312万1,000円、2款 下水道事業費1,988万6,000円、3款 公債費3億2,838万4,000円、4款 予備費100万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページの第2表、お願いします。地方債、記載の目的として、資本費平準化債1億3,000万円、流域下水道事業債1,390万円、記載の合計といたしまして1億4,390万円、5%以内の利率で借りる予定でございます。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第32 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第30号 平成25年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

水道課参事。

○**北坂水道課参事** 議案第30号 平成25年度甲良町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

第2条、業務の予定量は、次のとおりです。給水口数2,800口、年間総給水量93万立方メートル、1日平均給水量2,548立方メートル、主要な建設改良事業といたしましては、道路工事に伴います配水管付設替え工事および水源内での水道施設更新工事でございます。

3条、収益的収入および支出の予定額は、収入として第1款 水道事業収益1億7,114万8,000円、支出の部といたしまして、第1款 水道事業費は水道事業収益と同額でございます。

次のページをお開きください。

第4条、資本的収入および支出の予定額でございます。収入、第1款 資本的収入844万円、支出第1款 資本的支出8,808万8,000円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,964万8,000円は、当年度損益勘定留保資金7,964万8,000円をお願いするものでございます。一時借入金として1億円をお願いするものでございます。

6条として、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。職員給与費で1,533万2,000円でございます。

他会計の負担金、第7条として消火栓の維持管理のため一般会計をお願いするものでございます。524万4,000円でございます。

第8条として、棚卸し資産の購入限度額は300万円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第33 議案第31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第31号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成25年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

道の駅準備室長。

○**茶木道の駅準備室長** 議案第31号 平成25年度甲良町せせらぎの里運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出、それぞれ9,640万9,000円とお願いするものでございます。

1ページでございます。

歳入、1款 繰入金2,639万9,000円、2款 諸収入7,001万円、歳入合計9,640万9,000円でございます。

2ページでございます。

歳出、1款 事務所費2,047万6,000円、2款 直売所運営費7,143万5,000円、3款 道の駅運営費399万8,000円、4款 予

備費 50 万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

- 建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 34 同意第 1 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 陌間事務局長** 同意第 1 号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 6 日。

甲良町長。

- 建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

- 北川町長** 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町公平委員会委員のうち 1 名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字法養寺 5 1 2 番地。

氏名、松原久司。

生年月日、昭和 22 年 3 月 23 日。

松原氏については、企業に 40 年余り勤務をされ、その中で労務管理等の業務経験も長く、人事行政に精通されています。

また、地域では地元の信望も厚く、区長をはじめ区の役職を歴任されているところであり、前期に引き続き再任をお願いするものです。どうぞよろしくお願い致します。

- 建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、討論を終わります。

これより、同意第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第1号は同意されました。

次に、日程第35 発議第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 発議第1号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

平成25年3月6日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 丸山恵二議員。

賛成者 同じく西澤議員、同じく西川議員、同じく金澤議員、同じく藤堂議員。

○**建部議長** 本案につきましては、議会運営委員会の丸山恵二委員長から提案説明を求めます。

丸山恵二委員長。

○**丸山議会運営委員長** 発議第1号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則。

会議規則改正理由といたしまして、地方自治法の改正に伴う引用条文のずれによる改正および本会議においても公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったため、今回会議規則の一部改正を行うものです。

改正分。

目次については、第14章に公聴会、第15章に参考人を追加したことによる章のずれです。

第17条および第73条については、引用条文のずれに伴う改正です。

第117条から第122条は、公聴会開催の手続、公述人の決定、発言等について、第123条は参考人について定めたものです。

付則として、この規則は、公布の日から施行するものです。どうぞよろしく願います。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第1号は可決されました。

それでは、11時半、一般質問に入りたいところでございますが、中途半端な時間になりますので、ここで昼食休憩をいたします。ただし、再開は1時、午後1時きっかりに行います。

(午前11時30分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、日程第36 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に1番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○**阪東議員** それでは、1番 阪東です。

今ほど議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきたいというふうに思います。昨年の質問のフォローもさせていただきたいというふうな形で思っております。できるだけ簡潔に質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、最初に通告書のとおり、町の管理する看板についての質問をさせていただきたいというふうに思っております。

昨年の6月、4月に亀岡で重大な事故が発生したわけなんですけれども、その後を受けて町としても通学路の安全点検というふうな形のものを一環として交差点の付近の設置している看板について私の方も質問をさせていただきました。そのときに看板が、文字が非常に消えているというふうな形のものでご説明をさせていただきました。ということで、最近では通学路の主要

幹線というふうなところについては、既に新たな看板というふうな形のもので改修をされたわけでございます。

そういった意味で、一応今回本当にきれいな看板を改修していただきましたことに対して、改修数はどれだけあったのかというふうな形の質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 町内の看板をすべて点検させていただきました。今回、支柱のさびていたもの、それから文字の消えていたものが13カ所ありました。現在、7カ所を改修させてもらって、あと6カ所の改修を発注しています。間もなく直ってくるんじゃないかなと思います。

通学路の点検としては、17カ所の点検をさせていただきました。これは彦根警察署、駐在所、教育委員会、総務課、建設課、小中学校の者がずっと回らせてもらいました。それで、総務課関連のものにつきましては2カ所の区画線の引き直しということで、現在これも発注しているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど新規に新設する部分も説明がありましたので、この問題については一応ここで質問を終わりたいと思いますけれども、次に、台帳の作成というふうな形のもので一般質問の中で作成するんやというふうな形のものでお話があったと思うんですけども、それにつきまして、基本的にはその台帳が、まずはどこの課で管理をして、そして、どの課でも責任で設置した課がわかるというふうな形になっているのかというふうな形のものでどこまで台帳が進んでいるかというふうな形のもので質問させていただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 まず、昨年質問いただきましたので、まず、最初は防災訓練のときに町内ずっとそういう看板の点検の班を設けさせていただいて町内すべての道路を点検いたしました。その後、9月から1カ月書けて町内を巡回させてもらって、写真撮影、それから地図にマーキングするというふうな作業を、また同時に、壊れている看板の撤去をさせていただきました。対象件数は約180件ありました。その後、1件ずつに所在地、看板の内容、設置担当課を調査して台帳をつくっております。それを現在道路管理台帳というのがありますので、そちらの方にデータ化するために作業を委託しているところでもあります。今後新たに看板を設置する場合は、総務課に必要事項を明記して届ける体制を構築していきたいなというふうに思っています。このシステムにつきましては、ほかにカーブミラー、それから消火栓、防火水

槽、防犯灯、街路灯、タッチくんもすべてその図面に入っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほどご質問された中で、それぞれの配置の部分については管理する課というのはばらばらになっているのか、一括の課で管理するのかというふうなコントロールするところというふうな形の、今のように、例えばイメージ的には選挙の看板のマップみたいなところに写真とかを落としていくというふうな形なんですけれども、最終的にはコントロールする課はどこで、それが皆の課と共有するのかというふうなところについて質問したいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 道路に立てる場合は建設課の方が管理していますが、その他のものにつきましては総務課の方で管理させていただこうというふうに思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今の質問についてはそれで終わりたいと思います。

続いて2番目の、甲良町のホームページの管理です。

まず1番目に、甲良町のホームページで、ちょこちょこ私もホームページを見ておるんですけども、議会だよりですね、それが9月議会の広報から一応しばらく遠ざかっていたというふうなことです。最近、この質問書を出した途端に更新されたわけなので、ホームページは議会の内容を公に公表するという大きな、重大なというふうな役目というか、武器と思います。そうしたところ、数カ月やっぱり途切れたというふうな形については、議会がいろいろもめているので出しにくいのかなというふうな形の、私は思ったんですけども、その点についてお答え願いたいというふうに思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 大変申しわけございませんでした。今ほどありましたように、議会だよりは公の広報でございますので、当然公にするものということでございます。ただ、更新におきましては少し時間を費やす場合、もちろん早急にすべきでありますけれども、今回、議員の方が見ていただいたときに遅れていたというのは大変申しわけなかったと考えております。今後はスムーズな更新に努めてまいりたいと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 まず、予算もホームページを更新するのに大体300万予算を入れてとかはりますよね。当然業者やと思うんですけども、この点について、やっぱり業者に対してもきっちりフォローをしてほしいなというふうに思います。

そこでもう一度お尋ねしますけれども、やっぱりこういうホームページというのは、仕事とか、結婚とかいうふうな形のもので、ふるさとを離れて他の地域へ行って、甲良町はどうなっているんやろうというふうな形の情報源ですので、それをしっかり伝えるためにも、ここでいま一度やはり改訂部門、または改訂基準というふうなものについては明確にされているのか、どのような点か、ちょっと質問したいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今ほどちょっとご発言の中にありました、25年度も300万の予算を計上いたしております。この件につきましては、今あるホームページの方でより活用していただきやすく、更新作業も操作が簡単なという内容に修正するという部分で予算計上をお願いしたものでございます。今の現在の段階では、改訂部門という部分につきましては企画監理課の方で変更、改訂を行っている。そして、掲載内容等については担当課で整理されて、それをこちら、企画課の方にいただいて、それを載せているというような内容で進めさせていただいているものでございます。それを今回の更新におきまして、期間の短縮、また制度の拡充という意味で、担当課の方で特に常時修正が必要な部分については操作していただける方法を何とか進めたいという意味で予算計上もお願いしたものでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 中身についてはそれぐらいにさせていただきたいと思うんですけれども、ただホームページで公表すべきところ、放射線の測定というのも原発で事故が起こって、費用が、一般会計でしたけど費用はそういう機械を買ったというふうな形も公に出ておって、その測定が3回しかされてない。3回しかされてないというのは、測定はされているんかわからへん。公表がされていないと言うた方がいいんかわからへん。公表がされていないというふうな形のものがあります。そうした意味で、やはりそういうような公表して、安全やからもうやめていくんやというふうな形のものも、やっぱり今後しっかりしていただきたいなというふうに思っております。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今の放射能測定に関しましては、うちも総務課の方で確認して、ちょっとホームページを開けたときにぱっと見にくいんですけれども、広報の方で随時その報告はなされております。それをより見やすくということでピックアップしてやっている部分が、今回ちょっと遅れたという部分もありますし、そういうところも点検も含めまして、なるべく情報を発信できるように検討してまいりたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○**阪東議員** どうもありがとうございました。

そしたら、続いて質問状の3番目の農政についての質問をさせていただきたいというふうに思っております。

昨年12月に行われました総選挙で、民主党から自民党政権に交代が起こったわけでございます。私たちの甲良町については、基幹産業である農業というふうな形がやはり重要なところだろうと思っております。政権が変わるたびに、本当に補助金も名称がころころ変わっているということで、昨年まで農業者戸別補償というふうな形のものも、今年度、聞くところによりますと農業者経営所得安定制度というふうな形のもので変更になると聞いております。農業者として大きな変更点がないのか、聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** ただいまのご質問ですけれど、平成24年度は農業者戸別所得補償制度でありまして、議員おっしゃるように、平成25年度については経営所得安定対策ということで名称が変更されることになりました。基本的には現段階では農政局、また県の農政課の説明によりますと、24年度と同じ枠組みで実施されるということ聞いております。ただ、26年産については今後国の方で検討されるというようなことでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** いろいろ読んでますと、来年、25年、26年ですか、来年以降、自民党がかなり政策を変えてくるというふうな形のもので、中山間部というふうなところで今まであったんですが、多面的機能直接支払いというふうなところと担い手の総合支援新法というふうな形のもので、多分それについてはできると思っております。そうした中で、やはり情報というのは、大きな補助金なのでいま一度いろんな形で甲良町にそういう事業が取り組んでできるように、その情報を取り入れてほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、昨年、民主党政権で制度化されましたふるさと農業の再生中期プランというふうな形のもので、人・農地プランというふうな形のもので制度化されて計画づくりというふうな形のものも、甲良町についても既に集落については県よりの指導のもとで説明会を昨年4月か5月やったと思うんですが、説明会が開催されましたが、今の時点で13集落の計画づくりというふうなものがどの程度進んでいるかというふうな形のものでお聞かせ願えればありがたいと思っております。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 24年度、今日現在ですけれど、4集落がプランを作成、決

定しております。これ以外についても3集落の方から、今現在プラン作成中であるということの情報を聞いております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** この2月18日、最近なんですけれども、自民党政権下で産業力競争力会議というふうな形のもので、国際成長力会議なんですけれども、4つの分野ということで健康長寿、またエネルギー、次世代インフラ、また地域資源というふうな形のもので、4つの分野で特区が創設をされたわけです。この日に、やっぱり農業についても成長戦略として検討をされております。特に農業の農地の集約ということで、いわば規模拡大というか、経営規模の拡大をするために税制の優遇とか補助金等の検討もされております。人・農地プランの事業については、その大きな受け皿というふうな形のもので認識をしています。重要な位置づけであり、甲良町としてもほとんど、今7集落というふうな形なんですけれども、13集落のうちあと3集落というふうな形のものでまだ入っていないということなんですけれども、やはりこの受け皿をはっきりしないとお金も来ないということなので、振興局の方についても説明は説明されたんですけれども、計画は各集落で勝手にやってちょうだいよというふうな形のもので説明やったんですけれども、これではあまりにも無責任と思うので、甲良町としても今後やはりその13集落が足並みをそろえるためにも、やっぱりそういうふうな努力が必要だと思うんですけれども、その点についてお答え願いたいと思います。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 各集落、13集落全部そろようようにということで、担当課といたしましても甲良町の各集落の農業経営については既に法人化されている集落もありますし、法人化へ協議を進められているところもあります。それと転作部分だけを集落営農で担っておられる集落、また集落営農が組織されていない集落もあり、さまざまありますので、各集落の実情に合わせた中でプランについては協議検討を進めていただいているというのが現状でございますけれども、未作成の集落については平成25年度も県またJAなどの関係機関と協力して、連携をとりながら集落と協議を進め、集落説明会などを進めていきたいというふうに思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。そういうことで皆さん足並みをそろえるようにしていただきたいなというふうに思っております。

それと、4番目になると思いますけれども、環境保全型農業の直接支払いというふうなところで、昨年、産業課長からのお答えを聞きますと、甲良町の環境こだわりに関する県の指針の中から、どのような取り組みがあったの

かというふうな形のもので聞かさせていただきましたら、緩効性肥料の栽培というふうな形のもので42件、そして、IPMの実践というふうなことで、これは畦畔とか人手による除草とか、そういうふうな形のもので16件ということで、あと若干は炭の投入ということがありましたということで、ほとんどが甲良町に支払い対象の手段系というふうなものが緩効性肥料の利用というふうなところになってこようかと思います。これについては当然県と町で3,000円の支払いということで、昨年24年度については独自で1,000円、甲良町も上乗せをしていただきました。それについてもやはりそういう基盤的にそういう要素しかとれないという国の施策のところも、歯がゆいところもあるんですけども、そういうところからすると、やっぱり緩効性肥料についても引き続き補助対象にさせていただきたいというふうに思うんですけども、その答えをお願いいたします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 平成24年度と同様ですけど、まず、平成24年度は12項目でありましたが、平成25年度で16項目という部分に増えました。4項目増えたということで、県の方の基準の見直しも変わってきたわけなんですけれど、本町としても平成25年度も引き続き環境保全型農業取り組み農家に対しましては1反当たり1,000円の上乗せの補助を考えているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

続きまして、質問事項の4番の除草作業についてご質問させていただきたいと思っております。

私の集落のことなので非常に申しわけないと思っておるんですけども、非常に見て危ないなというふうな形のものでいろんな方から聞いておりますので、ちょっと質問をさせていただきたいというふうに思っております。

現在、町道である、将来は県道として格上げをしていただくように町からも要望をしていただいております池寺と豊郷までの農免道路というふうな形のものなんですけども、最近は本当に交通量が多くて交通事故も頻繁に起こっております。私の地区につきましては、毎年3回、日曜日に区民が一斉に安全というか、安全の観点も含めて、環境もあると思っておりますけれども、そういう観点を含めて道路の路肩の除草というふうな形のものを行っております。大体法養寺の交差点100メートル下から大体豊郷の境界というふうなところまで約1キロということで、二百数戸の人員によって草刈りを行っております。

近年、草刈りによって、交通も激しいんですけど、草刈りによって石が跳

びはねて車に当たったというふうな事象も何回も起こっております。幸いにも跳んだ石がというふうな形が、跳んだ石が区民の方であったために穏便に済ませてもらったということなんですけれども、僕は直接町にはそういうことは言っていないんですけど、町とか警察についても、大体1時間程度、一時的に交通規制というふうな形をできないのかなというふうな形のものを言いましたら、なかなか難しいなというふうな形も聞いております。しかしながら、せつかく町道をみんなの手できれいにしていくというふうな、これもボランティアなのできれいにしていくというところなので、ちょっとやはり何らかの解決、何でもあかんよというふうな形のもの、何にもできないという形はないだろうというふうに思いますんですけども、そういうようなもので解決手段があるのかなのか、一ぺんちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 今、議員が申されます町道池寺下之郷線でございます。まずもって下之郷区民の方をはじめ、その道路の沿線の住民の方々には、日ごろより当該道路の清掃作業をしていただきまして、日々快適に通行できることを感謝しております。

そして、議員が申されますように、当該道路は町の幹線道路でありますので、往来の多い道路と認識しております。このために除草作業中は大変苦慮されているということも理解しております。2年ぐらい前に下之郷の区長さんから何とかならんやろうかというご相談もございました。そのときも警察とかに協議したら、通行どめはちょっと難しいなというようなことでございましたが、今後はもう一度警察、地元の役員さん、町とで最善の策を考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解願いたいと思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 注意するというふうな形のもので、また持ち帰りましてそのように説明はしたいと思っております。ただ、石が跳びはねてというふうな損害も生じる場面があるので、今後やはりそういうふうな形についても、毎日もめたというふうなときについてもやっぱりちょっと、道路の敷石でも跳ねたときにはそういうふうな補償もあるというふうなところなので、これについては人的なものなので、そこら辺についてはもう少しいろんな形で配慮していただければありがたいなというふうに思っております。

続きまして、5番目の計量法に基づくメーターの結果はというふうな形で質問をさせていただきたいというふうに思います。

昨年、6月の議会で、新人議員の方もちょっとメーターを調べんとあかんというふうな形のを金澤議員からあって、6月議会終了後に水道課の

方から、当然私の家の方にも水道の点検に来られました。そういったもので、ちょうど私は留守だったんですけども、水栓をとめて蛇口から水の状況をしっかり見ていただいたような形だったということで家内が言っておりました。

このような点検については、議会でも各戸十分にできないというふうな形については聞いておりましたが、やはりそういった意味でその対策として、計量法に基づいて12月までに3集落、その内容については長寺西と法養寺と小川原というふうな3集落を予定をされていましたが、結果的にはその進捗というのか、すべての集落というのが終了したわけでしょうか。

○建部議長 水道課参事。

○北坂水道課参事 12月末で、7月、8月に長寺西の442基、11月、12月、2カ月にわたってですけども、長寺西、法養寺、小川原の383基というのを一応メーター交換は完了いたしております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 議会で職員も業者に同行して巡回の点検を行うというふうなところで、実際漏水とか盗水の確認をするというふうな結果だったと思うんですけども、その結果についてはいかがでしょう。

○建部議長 水道課参事。

○北坂水道課参事 メーター交換は業者、水道組合というところに委託しております。それでメーター交換委託業者が回っている箇所を職員2名が別々にですけども、1人ずつが点検、立ち会いということでついておりました。全部の業者にぴたっとついていないということではないんですけども、委託業者においてはメーター交換事業の意味などを一応説明いたしまして、異常がある場合はすぐに現場に出ているので連絡するようということに説明しております。また、連絡がなくても順次巡回ということで2名が回っておりました。その結果として、不正取水の可能性というのは確認できませんでした。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 確認できないということは、なかったということであってええんですかね。確認できないのとなかったというのと違うので。

○建部議長 水道課参事。

○北坂水道課参事 なかったということです。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 わかりました。なかったということなのでこれ以上は質問はしませんが、この問題については甲良町、我々の地域についても関心の深いところですので、やはりないとなると、また甲良町何件のうちの1人というふうな形になってくるので、その点についても前回いろんな質問の中で何人かあるというふうな形のものも聞いておったわけなんですけれども、

これからある程度進展を、メーター交換があると思いますけれども、今のところはなかったというふうな形で解釈させていただきたいというふうに思っております。

続いて、最後の質問をしたいというふうに思っております。6番目のせせらぎの里こうら道の駅についてですけれども、甲良町の管理する、本当に木材を使って温かな感触を思わせる交流館というふうなものが、もう建設が終わったと聞いておったんですけれども、今後建設が終わり、3月23日にはオープンをするということで、関係者の本当に努力について経緯を表すところでございます。

地産地消という木材の使用については、ネガティブの方もおられるかもわかりませんが、私は肯定的というふうな形で解釈をさせていただきたいというふうに思います。私たちの先人というふうな方が移植し、我々も学林ということで微々たる管理というふうなところをさせてもらった木を使うということについては、今後やはり教育の場というふうな点についても大きな、重大な目的のところであろうかと思っております。ただ、駅長が決まらなかったのは本当に残念であり、町主導というふうな形の経営というふうな形になるというふうな形については非常に残念に思うわけなんですけれども、町主導となってくれば、見方によったら日の丸経営というふうな形のものも思われる方が沢山おられるかと思っております。そういった中で、もう完成しました。いろんな準備も運んでいると思っておりますけれども、完成していろいろな形で今度陳列とか、また目玉商品とか、いろいろな形のものを出される場合については、やっぱりそういうような備品等についてすぐに購入するのはできるだけ避けて、やっぱりこういう格好がええな、こういうふうな形がええな、こういう場所がええなというふうな形を見きわめていってもらってから購入をしていただきたいなというふうに思っております。経営者が町ということで、その点についてちょっとここで、こうやっていくんやというふうな形のもののお答えがいただければありがたいなというふうに思います。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 陳列台の購入などでご意見をいただいているところでございますが、今現在も仮に販売しているところによって、そこで陳列台もございまして、一時的で今後もそれは使っていくというふうな考え方をしております。まず、一定的に不足するものについては生産組合の方でもお話をし、こういうものやっぴいこうということでお話をさせていただいて、その部分については購入なり、備品の方でやっているわけでございますが、今後不足する部分なりにつきましては、今後十分検討をしながら、また購入はしていくというふうな考え方で今進んでおります。現在のものを使用しな

がら不足している部分については購入をしたということでございます。

以上でございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 無理せずよろしく願い申し上げます。

続いて、②の道の駅の情報交流室のeモバイルスポットということの計画があるかというふうな形なんですけども、あいとうマーガレットステーションなんかは既に設置済みだと思っております。最近ではシニア世代というふうな形のものが端末機というふうな形のものが徐々に増えてきたと。それは、ただ健康管理とか、そういうふうな形とか、情報、その地域に行って、こちら辺の情報はどうなんやというふうな調べるというふうなものが盛んに都会の人についてはそういうタブレットというふうな形を持ってはるというふうな形で聞いております。

そういった中で、やっぱりそういうふうな公衆の無線LANというふうな形についても、やっぱりそういう集まる場というふうな形は必須だと思うので、その点について、これについては町が設置するのか、そういうふうなプロバイダーが設置するのか、ちょっとよくわかりませんが、そういうような形についての計画はあるのかというふうな形についてご質問をしたいと思います。

○**建部議長** 準備室長。

○**茶木道の駅準備室長** 道の駅で認定をいただいております、そのときの条件に、いわゆる観光なり、この辺の情報を出しなさいというのが大きな課題でございます、手元にこういう資料を持っておりますが、現状の施設の中にタッチパネルを設置しております。そのタッチパネルを触っていただくと、甲良の三大偉人とか、湖東三山とか、周辺の観光情報等を含めたものを全部入れておりますので、それをタッチパネルをさわっていただくと、そういう甲良町の情報なり、滋賀県の情報、道路情報もすべて出てくるというふうに今は設置をしております。議員おっしゃっているような無線LANでWi-Fiなんかで早くできないかというふうなお話かとは思いますが、それについては今後の課題になってこようかなというふうに思っています。今はタッチパネルで情報発信をしていきたい、こんなふうに考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほどWi-Fiというふうなところで説明がありました。できるだけ、甲良町のここもWi-Fiが来ていますよね。これ、来ているんですよ。そこのコンビニも来ているんです。コンビニとかこういうところ、そして病院は当然来ているし、そういうふうな駅は当然、尼子駅も来ていますね。だから、つけようと思たらすぐつくはずなので、一ぺんまた交渉をし

ていただきたいというふうに思っております。

そういったことで、一応私の質問を終わらせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に4番 濱野議員の一般質問を許します。

濱野議員。

○濱野議員 それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、今ほども阪東委員の方からも質問がございました。間もなくオープン控えておりますせせらぎの里こうらについて、阪東議員と重ならない部分での質問をさせていただきたいと思います。

私、せせらぎの里の整備工事については、以前何度か質問をさせていただきました。本当に振り返ってみますと、ご存じのとおり、平成21年10月に町長選があり、道の駅を推進する、また、直販所のみで様子を見ていく等々と、選挙の大きな1つの争点になったように思っております。また、多くの町民の方がいろいろと判断を迷われたことかなというふうにも思っております。

しかしながら、前町長が引かれた路線には乗らないが、結局何か道の駅というふうなことで、いつの間にか線路に乗っているというものの、なかなかそれがスムーズに走ってこなかったかなという現実があるかなというふうに私は認識をしているわけでございます。いずれにしてもやるからには失敗は許されません。本当に県下で第16番目の新しい道の駅というふうなことで大変多くの方から期待もされております。そういう思いも込めまして、少し振り返る部分はあるかもわかりませんが、いろんな角度で質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、企画立案の段階からの話なんですけど、まず、当初の計画でどの程度の売り場面積が必要で、どの程度の売り上げを見込んでとか、当然ものを建てるときには、例えば家でも、今は3人家族だけれどもいずれ5人、6人家族になる可能性もあるとか、いろんな将来のことも見据えながら、一番適した設計をするというようなことになろうかと思うんですが、そういった部分での経営的と申しますか、そういうような部分もおそらく考えられての設計だと思いますが、その辺も考慮されたのか、また、計画の段階でどの程度の方々がお寄りになって、設計のプロの方の意見を聞きながらされたのか、それと、まず木造の平屋を計画をされたのか、その3点、ちょっとお尋ねをいたします。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 一応どういう当初からの計画変更になってきたかというところでご質問をいただいたと思います。

前町長のおときには、施設の関係におきましては、直売所の関係、またレストランの関係、またコンビニを入れるとか、そういう部分の中で全体計画はされてきました。これは農林水産省の補助を受けながら、交付金を受けながら集客力を高めて都市との交流の中で整備をやっていこうということで、農業振興の一貫として整備を計画されてきたものでございますが、今ほども議員さんの方からお話ございましたように、縮小しながら見直していこうというふうなことでございまして現施設が今でき上がってきたわけでございます。この中でも今の加工所も含めて建設をし、また、新たに今交流館ができ上がってきました。販売の面積については、あそこの販売所の部分だけではございますが、約200平米ほどの販売所、今現在90平米少しございますが、約2倍になっているということでございますし、それから情報コーナーもございます。それから、軽食コーナー、事務室、それからバックヤードという形で約300平米ちょっとの施設が今でき上がってきておまして、そういう形の中で今整備をし、できてきたということでございます。

それから、木造でということでございますが、平成23年度に、いわゆる地元の木を使いながら、地産地消でございまして、そういうことで地元の木材を使いながら交流館を建てていこうというふうな方針になりまして、内部でも協議してというふうな方向で木を使いながら進めるかということも議論した中で、地元の木を使いながら交流館の建設を行い、地域の方に甲良町の木を見ていただくということで自然的なものを使いながらやっていこうというふうなことで整備をしてきたものでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 それぞれ会議の中で、ほとんどの方の意見で地元の木材を利用して使おうというような今お話であったかなというふうに思います。平成23年度に計画をされたということで、実際、山から町営林の山から木を取り出して、実際平成24年に建物を建てようという部分で、時期的なことはそれでよかったのでしょうか。時間的なこと。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 2月末に完成をさせていただきました。23年度にも伐採、冬季にわたっての伐採でございましたが、乾燥も含めて十分に業者とも調整をしながらやってきたということで、私どもにつきましては問題がないというふうな認識をしております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 わかりました。

それでは、2番目の建物および設計の入札のことについて、若干お尋ねをいたしたいというふうに思います。

今回、建築の入札が当然ございました。建物については地元業者さん、森田工務店さんが落札をされたというような報告を受けております。以前の建物も森田さんがやられたというふうなこともございます。たしか今の入札は一般競争入札というような形がとられておりました。町内外、町外も含めまして一応今応募されたというか、対象になる業者さんは何業者ほどあったんでしょう。

○**建部議長** 準備室長。

○**茶木道の駅準備室長** 対象になる業者、建築の工事でございますが、これは11者ございました。条件つきでということでございます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 11者おられたというふうなことでございまして、実際入札に参加されたのはたった3者だったと。お聞きするによると、一般競争入札の場合はホームページ等々で募集をかけられているということなんですが、現実には本当に3者しかいてなかった。辞退も誰もなかったということは、この3者の業者の中からでも、ちょっとわからなかったけど、ある人に聞いたとか、教えていただいてわかったんやとか、本当に情報がキャッチがしにくいというか、当然参加させていただく業者さんの責任だと思うんですけども、なかなかまだなれていない部分が現実この3者しか入札に参加されなかったということは、背景にあるんじゃないかなというふうに私は思うんです。当然、これ、今町内の3者だけ、ある業者に聞くと、私もちょっと材料屋さんから聞いたんやとか、誰やらに聞いたんやとか、実際町が発信しているところを見て参加したんじゃないという部分もありまして、ひょっとしたら、これ、誰も参加をしない入札になった可能性もあるわけなんですね。

そういうこともふまえて、今後、まだ若干の時間、できましたら対象の11者なら11者に、電話なり、ちょっとした書面なり、こうこう入ガスが出ましたよと。そんな100も200も出すわけではございませんので、ちょっと今後気をつけてくださいとかいうようなことを指導も含めながらやっていただくように、ちょっとお願いをしたいんですが、その辺はどうでございますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** この件につきましては、甲良町の方ではこの条件付きの一般競争制度の導入につきましては、平成23年度から始めさせていただいております。近隣、県・国等を含め近隣町でも同じ状況に推移していったような状況もございます。23年度当時につきましても、当初、情報を知

っていただくという意味での部分については、うちも地元業者さんだけやなしに広報の方で載せさせていただいて、インターネットに載せさせていただいて、必ず見ていただくようにというお願いもしてまいりましたし、業者さんの営業の方でも、当然今後甲良の工事だけやなしに、お店としてやっていただく以上はこういう制度でご理解いただきたいということでやっておりますので、連絡等につきましては、やっていかないという方向では進めさせてもらっております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 よくわかります。よくわかるけど、現実はそのようなことのでございますので、いま一度、改めてもう1回指導なりをしていただきたいというふうに思います。

それと、せっかく11者なりの方が参加をできるチャンスがあるのに、当然見逃した方が悪いんでしょうけれど、1つ、公正公平に広く一般競争入札をするという部分で、たった3者の入札というのはちょっと、大変残念に思いますので、当然当初は10者とか十何者とかいう、これだけいてるからこの方たちで競争していただくというようなもとの発注がかけられたと思うんですけども、現実がそのようなことのでございますので、今後改めてもう1回、指導をしていただきたい。それを要望をいたしておきます。

それともう1点、本当に個人レベルでも公共工事がピークの3分の1ほどに現在なっております。当然、今甲良町がどうやということはわかりませんが、滋賀県におきましても本当に当時の3分の1に公共工事がなっているように思われます。本当に地元の、特に甲良町、建設業が基幹産業でもございますし、大変厳しい状況は、私は本当に重々よく目にしております。本当に地元にも少しでも元気をつける。地元にお金を回すという部分でもできるだけ入札の条件等々もあろうかと思いますが、地元主体の指名競争入札も増やしていただきたいなということも併せて要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、私、以前、全協か何かで、ちょっと忘れましたが、設計の入札についても極めて低入札が今行われております。せせらぎの里こうらの建物におきましても、ある設計業者がかなりの低価格で落札をされております。果たしてその金額で十分な設計、十分な管理ができてあるのかなと本当に疑問を思うわけでございます。なかなか入札制度に関しては難しい問題が沢山あろうかと思いますが、若干今の低入札の部分で1点だけお尋ねをしておきたいんですけども、先般、呉竹地区で改良住宅が何かの解体工事がございます。後で結果を見せていただきましたら、予定価格が559万で、実際落札されたのが196万という35%で落札をされておられます。それが果た

して低入札でなかったのか。その辺はどうでございました。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 確かに公表させていただいた予定価格より大分低率での落札となっております。これにつきましては、当然うちに届け出られた許可を持っておられる業者さんの方が、この工事を幾らでお願いできますかという中での競合金額ということで、あまりきっちりした定めのない中では、申しわけないんですけども、これについては業者可能金額として出されたものなので、それは問題ないというふうに考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 低入札の制度がとられているんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 現在はとっておりません。

○建部議長 濱野議員。3回超えています。

○濱野議員 それでは、何をもってこの方が落札したと。この予定価格の出し方もそうなんですけれども、極めて低い35%とか、そういう数字で落札をされる、そのもとの根拠は五百何万あったわけですね。通常ですと大体7掛けとか8掛けとか、その程度で落札されるのが通常の価格かなど。設計委託に関しても、ちょっと私も疑問があるんですけども、その設計の場合は100と言うてもちょっとあれかなと思うんですけど、普通の解体工事なんか特に、産業廃棄物を捨てる費用とかいうのがかなりかさばっておりますので、そういった部分で予定価格の35%で落札するというのは、本当にちょっとしたところに、当然公共工事ですので間違いないでしょうけれども、ちゃんとほんまにしてはるやろうかというような、一般の方が見るとかなりの不自然さがあるかと思いますので、今後、何か、誰が見ても100万のものが35万って、そんなんのできるのという、当然不自然に思いますよね。じゃ、予定価格、設計価格はどんな基準で出したんやというような話になりますので、できるだけそうやって極めて、おそらく間違ったことにはなっていないと思うんですけども、極めて誤解を招きやすいような数字であるとか、そういった入札に関してはちょっと注意を払っていただきたいなというふうに思います。

それとまた、低入札制度を入れられて、いったんこの方が落札者なんやけれども、改めて返事をするとか、改めてもう1回チェックをかけてから落札者を決定するとかいう制度も、もしこのような大きな落札率に差がある場合なんかはそういうようなこともしていただけるように要望として言っておきます。

それでは、3番目のせせらぎの里の今の建築のことについての、ちょっと

要望書を出ささせていただいた件についてお尋ねをいたしたいと思います。

ちょっと部分的に読まさせていただきます。1月29日に議会議員による議会改革の会議がございまして、それが終わってから道の、せせらぎの里のいろんな進捗状況とか、議員でみんな視察をしようというようなことですべての議員さんが視察に行かれました。その中で、本当にいろいろと建物を見させていただいたわけなんですけど、極めてひどい材料が使われてある。私ども6議員が、西川、金澤、野瀬、山田、私、丸山、6議員が要請書を出ささせていただいた内容は、本当に主要構造材、柱とかはりにかなりひび割れが出てあるところが多い。それと、柱、特に外にございます丸柱に関して虫が食った跡とかひび割れとかいうのがほとんどの柱に出てあると。それと、内装に関しましては壁に使ってある杉板が腐食してある部分とか、しに節とかいう部分が目立ったところが沢山あったと。等々、本当に極めて材料が、せっかく町営林が使われた、その意図とか目的は大変すばらしいものなんですけれども、現実でき上がってあるものを見ると、私はこういう関係の仕事をしていますので、当然かなりひどいなという思いがしましたけど、本当に関係のない素人の方までが、ちょっとこれはあまりにもひどいのと違うかという部分で要請書を出ささせていただいたわけなんです。その要請書を出ささせていただいた部分の是正はできてあるのかという部分をお尋ねをいたしたいと思います。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 今ほど議員の方から要請書についての回答はどうかということでご質問いただきました。2月4日付で8項目にわたり要請をいただいたわけなんです。1点目については、主要構造材のひび割れ、すべて取りかえというふうな形でございます。また2点目につきましても、丸柱の、いわゆる虫による腐食の取りかえ、また内装材、壁面の虫による腐食があり、しに節やひび割れがあるので取りかえなど、いただいております。管理の関係についてもどうなのかというご指摘もここでいただいている状況でございますが、すべての部分についてチェックをさせていただきました。

まず、建てる前に、基本的に町の木を現地、いわゆる大工さんのところに行きまして現状を確認し、ひどいひび割れとか、製材で出してくるときに傷がいつているとか、そういう部分については指摘をして、サンダーで削って磨くなり、そういう部分については指摘もさせてきているところがございます。現状でそういう部分がまだまだ見受けられるということでございますが、あまりささくれになったり、けがをする状況になるという部分もございまして、できる限り現在のその地の材料をできるだけそのまま活かした形の中での建てていくというふうな方向から、ひどいところについては直してきて

いるというふうな状況でございます。

それから、大きな丸柱につきましても、若干虫が食ってミミズの跡みみたいな形になっている部分もご指摘をされているというふうに思いますが、主要構造上の柱の大きさから考えると十分に対応ができるということから、今の現状のままで見ていただいたらどうかというふうな意味からも、丸柱についてはそのまま上に塗装をし、対応しているところでございます。

それから、壁面のしに節等については、すべてずっと回りましてチェックをかけて補修をするように指示をし、その施工業者で補修もしていただいているというふうな状況で、できるところは補修をし、今の状況で構造上問題がないという判断ができるところについては、今の現状のままの木を見ていただくというふうな考え方を持ちまして現在のままで来ている状況もでございますし、補修をするところはやってきたというふうな状況でございます。

以上でございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 今、準備室長から説明がございましたが、私はとてもそのようには思いません。ただ、主要構造材として、例えば上から受ける力とか何やらとか、そういうものは建物がつぶれるとかいうような話ではないんですね。そんな虫の食ってある材料とか、ひび割れがしてある材料が使っていること自体がおかしいんじゃないかという。おかしかったら、何で最初からおかしいときにかえておかないんですかと。それをそのままやってもうてから、今さらかわらない状況になってからそんなことを言うたって、あくまでもこれ、公共工事ですので、その辺のところなんですけれども、当然、今、材料検査も行ったというようなことで、乾燥期間も十分あったと言いながらああいう結果になってあるのは間違いないですね。その辺で、まず、設計事務所さんもおそらく材料検査には立ち会いをされたというふうに思います。

それと、今、町の検査がすべて終わってあるのか、終わってないのか、その辺はよくわからないんですけども、もし町の検査が終わってあれば、誰が検査委員で、どのような見解をされたのか。

それと、施主はいわば甲良町ですわね。完成品を受け取るにあたって、自分の家と考えたら、最初、自分の家、新築したときに虫が食ってあったり、ひび割れしたり、思わんひどい材料が、それで引き渡しやと言われたら、当然引き受けすることはできないですわね。その3点、どう思われます。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 本検査はまだ行っておりません。今資料の確認なんかをすべて行いながら検査をするということで今資料関係を整えているわけでございます。そういうことから近々検査に入っていくということでございま

す。

基本的な部分の中で自分の家にたとえてご質問をいただきました。そういうことから考えますと、やはりいいものを使っていくというのは本来の姿でございますが、地産地消でございます。甲良の木の、皆さんの先人の方が育て上げられた木をそのまま使っていこうという基本的な物の考え方から使用させていただきました。そういうことから若干虫が食うた跡が見えているような現状ではございますが、その辺についてはご理解をいただいて、構造上、先ほども言いましたように耐えられていますし、大きな部分でもございますので、しっかりとその辺についてはご説明をしていきたいというふうに思っておりますし、施設の中の情報コーナーにも甲良町の木を伐採してやりましたよというふうな形で展示コーナーを設けて、甲良の木を使った交流館であるということをアピールをしていきたいというふうな思いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 室長の言わんとすることはわからんではございませぬ。本当にまず素人目で見ても、おそらく10人中9人ぐらひは、何やこれというような部分だけは即刻に直していただきたい。おそらく準備室長もそういった関係の学校も出られておりますので、よくよく私の言っていることはわかると思ひますので、じゃ、このまま目をつぶって、あんなまま引き渡しや、完成やとなったら、誰か背任行為になると私は思ひますよ、これ、本当に。ちょっと言葉は悪いですけども、見て見んふりとか、しゃあない、これだけしかないさかい使うたんやとか、ちょっとこれではおそらく済む話ではないと思ひますので、ぜひ早急にそういった部分の是正をしていただくようにお願ひをしておきます。

それでは、5番目の町営林の今後の活用方法について、どのような戦略でという部分の質問をさせていただきたいと思ひます。今ほどいろいろとちょっと苦言を言わさせていただきましたが、本当に直販所建設にあたり、町長は本当に町営林を今後いろいろとアピールして、いろんな方に活用していただきたいという思いがあつて今回の工事で町営林を使われたというふうには理解をいたしております。そういった部分で今後町営林をどのような形で広くアピールをしていくのかという部分でご質問したいと思ひます。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今、町営林の質問をいただきましたが、今のところ町営林を使用するという計画はありません。今回、1ヘクタールの伐採を行いました。これから町で大きな建物と申しますと、防災センターぐらひかなというふうには思ひますが、防災センターも3階ぐらひを予定しておりますので、木材では

少し無理かなと思いますが、できるだけその中の備蓄倉庫とか、そういうな
んで使えるようなところがあれば使っていきたいなということも考えており
ます。いずれも先人から受け継いだ貴重な財産でありますので、大切に守っ
ていきたいなというふうに思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 公的な建物に使うんじゃないしに、民間の方に、例えば県内産の木
材を使いなさいとか、町内産の木材を使ってくださいとか、よくある話なん
ですけども、町営林の材料を地元の家を建てはるときに活用していただ
く。それにあたっては、例えば私の言っているのは、そういう町内の木材を
使っていただいたら、何ぼか補助金を出しますよとか、いい材料だから使っ
てくださいとか、そういうような形で民間の方にどのようなことでアピール
をしていくのかという部分の、ちょっとその辺の答え、お願いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 実は今回の交流館の建設とは別に、昨年2月に犬上3町、甲良、
豊郷、多賀、それと愛荘、そして東近江、日野、いわゆる1市5町で鈴鹿山
系の湖東の森林を活用しようという協定を結ばせていただきました。それは
なぜかという、湖東地方にはそういうすばらしい森林の資源があるという
ことで、例えば湖東町のナショナル住宅とか、そういうところにも積極的に
PRをして売り込んでいこうと。それ以外にもいろんな施設整備とかいうの
があれば、どんどん湖東の森林を活用していただこうということで協定を結
ばせていただいて、今PRをしているところでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 そのようなお取り組みは大変すばらしいことかなというふうに思
っております。ぜひ公的な機関にも、また民間的な機関にも、できるだけこ
のような木材をアピールをしていただけて、今後活用していただくように努
力をしていただきたいなというふうに思っております。以前、西小学校の体
育館を建てられたときも、山本町長が大滝山林の木材を使いながら木の交流
館ですか、というような形で体育館を建設をされました。そのときも本当に
各役員さんが現場へ出向き、いい材料をとというようなことで吟味をされて、
本当にプロのルートの理念が入ったような形でいい体育館ができてあります。
いまだにいい体育館だなと私は思っております。

また、木を伐採した後に、子供たちに植林をさせたとか、いろいろと生態
のサイクル等々の勉強も兼ねて教えられたりとか、大変そういう地元の材料
を使った大変意味深いものでございます。そういった意味も含めまして、今
後町営林が本当に広く皆さんに活用されることを強くお願いをしておきたい
というふうに思います。

最後に、町長に1点だけお聞きをいたします。準備室長に今強く申しましたが、本当に誰が見てもちょっと悪いという部分だけはぜひ即急に直していただくようお願いいたします。どうぞございますか。

○建部議長 町長。

○北川町長 準備室長が言いましたように、もともとの交流館建設にあたっては、当初からいわゆる地産地消というようなことと、地元産を100%使えば若干なりとも補助も出るというようなこともございまして、先人が育ててくれた甲良町の育成林を活用しようというようなことに決めました。一昨年の11月ぐらいから、いわゆる平成23年の秋から伐採する計画を実行するというような形で持っていきました。これはもうちょっと早ようから計画は立てていたのですが、やはり木を切る時期というのがあるので、それで秋以降ということになりました。秋以降に、11、12月で伐採をして、搬出が非常にちょっと遅れました。これは非常に雪が多くなってなかなか出せなかったというような部分もございましたが、昨年から平成24年の当初から製材をしてもらいながら、自然乾燥をして、十分に乾燥ができていであろうということから、製材をして、いわゆる交流館の木材として活用するという方向で取り組んできたんですが、ただ、当初に建物の面積、坪数に合わせて柱、例えば板、いろいろなものが構造材を含めてどれだけ要るということを計算して、それに合わせて担当者が全部直径を、木の直径をはかって、それに合わせた計算で伐採をしたというようなことで、正直言いますと、伐採する木は、例えば倍切って、よいとこ取りで使うというんじゃないし、すべてを消費するという形で伐採をしたということで、その中には議員おっしゃるように、非常に悪い木もあったと。けども、先人が育ててくれた木であるから粗末にしないということを前提で全部使わせていただくということから、結果的にはそういう状況にもなりましたが、見える部分については室長が言いましたように修正もしておりますし、なおかつもう少しでできる範囲があるようであれば業者にももう一度再度指示をしていきたいなというようには思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ、誰が見てもおかしいという部分だけは即急に直していただくようお願いをいたします。本当に外の丸柱なんかは、例えばこけしを削るようなルーターと言いまして、真ん丸にして、表面が悪かったら削ってきれいな円形にして使えばそれでいいわけで、なかなかそういうような工夫とか、悪い場合はそういうような使い勝手をすればよかったのかなというふうに私自身は思っております。いずれにしても町の立派な建物でございしますので、恥じないような、誰が見ても立派なものだなという部分がわかるよ

うな建物にしていだきたいというふうに思います。

それでは、6番目の直販所の農産物以外の出品物等々の計画についてはどのようにお考えをされているのか、お尋ねをいたします。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 農産物以外でというご質問でございます。

道の駅と認定をしていただきました。それから、中のいわゆる品物、商品はどういうふうな形でやっていくのかということも町内でも議論をいたしました。農産物は農産物のコーナー、加工は加工品のコーナーというふうな形の中で設けますし、また、米の販売についても、精米をしながら消費者に販売をしていこうということで計画もしております。それから、いわゆる土産品コーナーも設けていこうということで計画もしております。甲良町には、呉竹の方では梅を生産もされておられますし、長寺の方ではユズの生産ということで取りかかっていたいただいておりますので、そういう地元の産品を使った加工品を陳列もしていこうというところで、そういうなのあめとかも入れていこうというところで業者とも打ち合わせをしながら、そういう品物を陳列しながら甲良町を売り出していこうというふうな考え方もしております。それと、それ以外には滋賀県産のお菓子なんかも入れていきながら、いわゆる土産品コーナーというところで販売をしていこうというふうな思いをしているところでございます。

それから、今の生産組合の役員会でも陳列についてどういうふうな形でやっていくのかということも含めて毎日のように、今も協議をしております。そういうことから、端境期にこれから入っていきますので、品物を購入しながら進めるものは進めていこうということで役員とも日々協議をして、毎日進んでいる状況でございます。農産物以外の部分につきましてもそういうことで、23日にはしっかりと製品が並ぶというふうな形の中で今も協議を毎日のようにしておりますので、進めていっているというふうな状況でございます。

以上です。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 1点だけ。甲良町に結構牛肉等々を扱っておられる業者さんが沢山おられます。当然近江牛と本当に全国に名だたる特産品でございます。そういった部分の販売云々の計画はございませんか。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 何業者かの方が、いわゆる経営されている方がお申し出もいただいているところでございます。これについては役員会もさせていただいて、若干当初からその辺についての陳列をどうしていくのか。陳列の

商品の棚をどうするのかという計画もしておりませんでしたので、当分の間、見合わせさせていただいて、状況を判断した形で今後また議論をしていかなければならないというふうな思いをしているところでございます。

あと、そういう業者の方はまた違うものを作っておられますので、そういう部分については今ちょっと協議もさせていただいているというふうな状況です。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** ぜひそのようなことでお願いをいたしたいと思います。

先般、嘉田知事も結構近江牛には、近江米に結構力を入れる、支援をするというようなこともテレビでおっしゃっていただきましたので、いい機会でございますので、特に牛肉等々のいろんな弁当とか、加工品等々も含めてできたら販売をしていただけるといいのかなという思いをしております。

それでは、7番目の生産者育成についての部分のお尋ねをします。

いろいろと今回の予算を見させていただいておりましたが、いろんな生産者の方への補助等々、いろいろと計上をされておられました。しかしながら、パイプハウスの補助金等々が、もうおやめにおなられるというようなことも話は聞いたわけでございますが、本当にこれを機会に、また新たな農産物に取り組んだりとか、いろんなことをしようかなと思って方もまだまだおられるというふうに思います。本当に今後、本当にいろんな農産物をつくっていただくという部分から、生産者の育成という部分からもこのパイプハウス等々の補助金を継続をされたらどうかというふうに私は思うんですけど、その辺、育成も兼ねてどのようなお考えなのかという部分をお尋ねをいたします。

○**建部議長** 準備室長。

○**茶木道の駅準備室長** 産業課の中で、私も産業課の一員ということでございますので、そういう中で室長もさせていただいております。いろいろと生産者の育成については議論もしてきました。そういう中から1月に全員協議会の中で町の補助制度についてのご説明もさせていただいて、出荷計画を立てさせていただいて、それに対して直売所の方に出荷をしていただくということから補助金を出していこうというところで補助事業のご説明もさせていただいたわけでございます。そういうことから新たな補助制度の確立をしながら生産者育成には努めていくということで、産業課と道の駅の方と連携をとりながら生産者育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

パイプハウスの方でのことにつきましては、若干当初やってきてから利用が相当落ちてきている状況でございますので、逆にパイプハウスの方もある程度行ったかなというふうなことから、逆に施設の中でやっていただく生産

物に対しての補助というふうな形で切りかえてきているということで新たな方向を見いだしていきたいというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 利用者がなくなってきたとかいうような話でございましたが、またそのようなことを問い合わせをされたり等々が出てくるようでもございましたら、改めて育成という意味も含めましてこのような補助金等々のことも改めて考えていただけますようお願いをしておきます。

それと、道の駅、最後の質問になります、現在の直販所というか、今の部分ですね。あの跡は加工室等々というふうなお話なんです、どういった活用方法をされるんですか。

○建部議長 準備室長。

○茶木道の駅準備室長 現在の直売所、約4分の1は今も加工室として使っていておりますので、それはそのままに残して甲良の特産品開発、加工に研究にと場所を使っていたかというふうなことも考えて、そのままというふうに考えております。あと残りの今の直売所の部分については、いわゆるレストランといいますか、軽食コーナー、食事をする場所というふうな形の中で今検討を進めておりますので、いわゆるレストラン的なものを、地産地消、地元のものを使っていたか形の中での取り組みに考えていっているというふうな状況でございます。これは25年度の中で検討していきたいというふうに思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 わかりました。

それでは、続きまして、人口減少問題ならびに空き家対策についての質問に入らせていただきたいと思いますというふうに思ひます。

まず、近隣の市や町を見てお見ますと、とても人口減少、少子高齢化が大変問題になっているのは避けて通れない課題でございます。本当に地方圏のみならず三大都市までが人口が減少してきていると。特に地方圏におきましては極めて厳しい予測がされているという部分でございます。これまで本当に増加をし続けてきました滋賀県においても、平成27年ぐらいから減少に転じるというふうにも予測をされてお見ます。そういった部分で、私ども甲良町も含めまして近隣の人口減少もいろいろと、町によって違ひますが出てきているようでもございます。先ほど住民課の方から、人口の推移について資料をいただいたわけでもございますが、一応これは平成23年度という部分で、までの資料をいただきました。そこで、今現在、甲良町、24年度で、およそ結構でございますので、どの程度の人數で、また、戸數はどの程度の戸

数があるか。これが増えてあるのか、減ってあるのかという部分のお尋ねをいたします。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 資料が23年度が上がっています。他町と比較する資料がここまでしかそろいませんでしたので、申しわけないです。ここに上げさせていただいているのは住民基本台帳を拾ったものでございます。直近の数字で申し上げます。住基ですけれど、平成25年1月末です。甲良町の住民基本台帳人口が7,675人です。世帯数は2,546です。

以前から町長の方から、甲良町が一番人口が少ない町やという報告をさせていただいていますが、そちらの方の数字につきましては、国勢調査をもとに滋賀県が推計人口を出していっています。5年ごとの国政調査をもとに5年間の間については国勢調査はありませんので、それをもとに出している数字がございまして、その数字の直近の数字でいきますと、甲良町は7,296人です。住民基本台帳の数字よりも少ないです。それから、ちなみに豊郷町が7,597人ということで、甲良町の方が約300人豊郷町よりも少ないということで、なお甲良町が一番人口が少ないという地域になっているという事実がございまして、世帯数につきましては、ちょっと並べられてないんですけど、住基を見ていただくとおり、人口は毎年30人前後、ひどいときには100人を超える減少があるという中で、世帯につきましては毎年20件、あるいは30件、増えています。ちなみに23年度の世帯が2,508、今言いましたように、今年の1月末が2,546でございまして、ここで10年前の比較というのを書いていますけれど、住基ですが、甲良町は約638人減少していますというのに対して世帯数は約150件増えているという数字が出ております。ちょっと表にできていなくて申しわけない。現状はそういうところでございまして。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 大変滋賀県で一番少ない人口というようなことでしかしながら、世帯数はまだ増えてあるという部分です。いずれにしても人口が大変減ってきてあると。そういった中で本当に何かこれからというか、町が人口減少に対する施策、どのようなことをお考えなのか、お尋ねをいたします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 今、議員の方からご質問の中にもありましたように、時代の流れの中で少子高齢化というものが出ております。このことを前提に検討する必要があるというふうに認識をいたしております。そのため施策につきましては人口増をどんどん考えるというよりも、人口減をどのように緩やかにするかということをお考えた上で、単独施策は非常に難しい。あらゆる分

野での総合対策が必要ということで、うちの新総合計画の中ではつながる、安心して生きがいを持って職場がある、楽しく生活できる環境整備をすることが転入者の促進、また転出者の減少という要素につながる。また、生まれる子どもの人数にもよい影響になるというような考え方でございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 本当に総合発展計画ですか、あれを見てそのようなことが書いてはあるわけなんですけど、現実は大変厳しいものがあるかと思えます。本当にそういったところで私、よく考えるんですけど、例えば尼子駅のところの古河A Sの近くに民間企業とあの辺に個人住宅や共同住宅が建つような土地を何か提供するなり、また、若い方が住み着いていただきやすいように、さっき所帯数が増えてあるという部分もお聞きをしたんですが、なかなか親と一緒に、同じ屋根の下には住まないけれども、同一敷地内に新たに家を建てたり、住んだりとか、二世帯のリフォームをされて住んだりとか、いろんな形で、いったん結婚してアパート住まいをしているが、また帰ってきてあるというケースもちょこちょこ見受けられます。そういった若い方たちに何か、例えば固定資産税を何年か減免するとか、そういうようなことであるとか、また、もう一つは保育料を無償、また半額ぐらいにするとか、何か甲良町って何かメリットがあるんやでという部分を本当に大胆に示していく必要があるかなというふうには思うんですが、その点はどうぞでございますやろ。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 確かに今現在はそのような施策は打っていない状況でございますけれども、今後の状況なり、内容を見てそのような展開も検討する必要があると考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ、本当に真剣に取り組みをしていただきたいというふうに思います。

続きまして、次に移ります。

当然人口が減ってまいりますと、空き家が増えてくるわけでございます。私、小川原というところに住んでいるわけでございますが、70軒余りの細かな字でございます。そうした中でも空き家が次から次へと増えてくる。現在1割ぐらいは空き家があるのかなという思いをいたしております。おそらくこれは小川原だけの話でないかなというふうに思います。そうした空き家の中でですが、特に今、ちょっと小川原のことを言って恐縮なんですけど、1軒特にひどいのは、2代続けてお子さんがなくて、家が絶えてしまって、自然と家がつぶれてしまう。あまりに危ないからぐちゃぐちゃとつぶしたままの状態が今放置がされてあるというお宅が1軒ございます。近隣の方は、

虫とかいろいろな動物ですね。イタチとか、沢山おって、におい等々、防火上のこと等々を考えますと、大変隣の方、迷惑をされておるわけなんです、なかなかそうとはいえ、誰かの個人の持ち物やという部分でなかなか処分に困っているところなんです、そういった部分での防災上等々のことも含めまして、できたら住民でそのものをのけたいなという思いをしているんですが、そういった部分での何か行政側からの、例えば廃材をどこかで無償で捨てさせてあげますよとかいう部分は何かございませんでしょうか。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 おっしゃる物件につきましては、現場も確認させていただいていますし、昨年も区長さんはじめいろいろご指摘をいただいた中で、あれで一段階施主さんとしては処理をしていただいて、その後の処理がまだできていないというふうに聞いています。かなり風化しているという現状もわかっているんですが、おっしゃるように、あくまで個人の財産というところがございまして、そこへ行政がどのように踏み込んでいけるのかということもございまして、字の方の協力も得ながら対策をしていかなければいけないということは考えておりますが、今のところ具体的にこうできるということがちょっとまだ整備できていけませんので、少しまた字の方と協議させていただいて、もちろん本人無視ではできませんので、本人もご夫婦で高齢で、なかなか自分で処理するのは難しいということも聞いておりますけれど、少しまた協力いただいて検討させていただきたいというふうには思っております。

処分の方法ですけれど、今の取り決めの中では、例えば中山投棄場へ持っていくとか、それを無用にするとかいうのはちょっと難しい、現状ではということもございまして、木材が結構ございまして、それをどのように処理するかということも含めてちょっと考えていかないと、処理の方法とかもいろいろありますし、実際に本人さんが本当にどこまでできないのかということもまだ把握しておりませんので、その辺は字の協力を得ながらちょっと話を聞かさせていただいて、それからの検討にさせていただけないかなというふうには思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ、本当に何かあってからでは遅うございますので、前向きな姿勢でご協力をさせていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

それぞれ本当に各字空き家があります。できましたら逐次パトロール等々をしていただきまして、気になる点等々がありましたら、本当に各字の区長さんなりに相談をかけていただきまして、防災面も含めまして事前に防げるようにこれからもチェックの方をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、私、最後の質問になりますが、盗水問題についてという部分、先ほど阪東議員の方からも質問がございましたので、メーター交換による各業者の報告はいかがであったかという部分は割愛をさせていただきたいというふうに思います。

ちょっと私がそのメーター交換をされた業者さんからの情報でございますが、実際盗水があっても私たちの口からは言えないという言葉が出てきてございます。おそらくわかってありながら言うに言い出せないという部分があるかと思えます。行政の方には何もありませんという報告が当然返ってあると思うんですけれども、実際そのような話であるようでございます。また、丸山光男議員からもある業者がいくつかあると。それは憶測、推測にお話かもわかりませんが、その業者がやられたのか何かわかりませんが、うわさばかりなんでしょうが、結局は何かくすんだものがあるのには間違いはないですね。くすんだ話が。だから、議員だけの家を調べるんじゃないに、そんなに盗水されているか、されていないかチェックするぐらいは時間がかからないことだと思います。この際、本当に何かもやもやとしたままでほっておくというか、このままでは私、済まないというふうに思うんです。ただ業者が、「はい、何もありませんでした」、報告が出ています。そんな話で実際はあるんだ。あるんだ、あるんだ、ないんだとか、ずっとあるんだとか、そんな話をいつまでもやっても、町民の皆さん、どう思っているのやろ。私はそう思うんですけれども、実際、例えば3つの字がメーター交換がありましたと。おそらくその業者さんがあると言っているんだから、その3つの字のどこかであったんでしょうね。その3つの字だけでも、バルブを締めてどこかの中の宅内の回したら、井戸水を使っていない以外やったらすぐわかる話ですので、その辺、チェックをしていただいたらどうですか。

○建部議長 水道課参事。

○北坂水道課参事 今ほど業者の方は言えないということのお話でしたけれども、業者ばかりに任すんじゃないに、一応職員としても、そのときには当然立ち会いをしていないんですけれども、不定期に回っていたというようなことで、抜き打ち的には行ってはいたんですけれども、そういうのは確認できなかったということでした。抜き打ちといいますか、今の宅内を調べるとなりますと、やはり今までも答弁いたしましたとおり、なかなか町民の中までというのは困難ではないかというふうに思っておりますし、また、町民さんに不特定多数の方を疑いをかけてというようなことはできないというふうに思っております。具体的なこの家やとかいう情報をつかめるようであれば何らかの対処を進めていきたいと考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 時間が参ったようでございますので、本当に即急に、まず答えを出すということが大切だというふうに思います。まず、勇気を出して行政の方がやっていただきたいというふうに強く要望をいたしております。本当に甲良町は大変いろんな問題を抱えているようでございます。本当に明るいまちを取り戻すためにも、行政も議会も一緒になって、一生懸命汗を流す。それが一番大切なことかなというふうに私は思っております。そのことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○建部議長 濱野議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。約15分間。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時55分 再開)

○建部議長 再開します。

次に、2番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○野瀬議員 2番 野瀬でございます。

議長のお許しが出ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

私も昨年の質問のフォローから順次質問させていただきます。

昨年何度も一般質問がされているんですけども、国道8号線から川瀬へ出るところの拡張工事の件で質問させていただきます。実際に道路状況を知らずに質問するのも失礼なので、個人的に先日道路調査を行ってきました。7時半ぐらいから8時過ぎまで西方向の車ですね。これが渡り切れない状況が続いたという状況があります。この内容的には、やっぱり右折車が後続車をせきとめているという状況でかなりたまっているという状況でした。早急に拡張工事を実施して、右折だまり、これをつくる必要があると考えております。前も質問しましたが、その後の工事予定、どうなっているのか、お答え願います。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 議員が申されます県道敏満寺野口線の未改良箇所でございますけれども、これも前に申しましたように、彦根市の領域となっておりますので、甲良町が直接関与することができませんが、議員が申されるように甲良町にとりましても重要な幹線道路ということでございます。JRの川瀬駅が近くにあるということもございまして、多くの町民が通勤、通学に利用しているという道路でございます。これにつきましても何度となく県の方に要望をしているところでございます。

今年に入りまして、1月31日付で、彦根市のこの道路に係る川瀬学

区の連合自治会ならびに葛籠町、出町、法士町、この各自治会長さんが滋賀県知事に早期の着手というか、完了の要望書を出されまして、甲良町にもその副申が欲しいというような依頼がございましたので、併せて甲良町も早期に完了していただきたいという副申書を知事あてに提出したところでございます。

それで、事業主体であります湖東土木事務所の方に、今どうなっているんやというようなことを訪ねたところでございますが、現在具体的な、用地交渉がちょっとうまくいっていないような話ですけど、具体的な件につきましては聞くことができなかつたんですけれども、現在、関係の人と調整をしているというようなことでございます。

それと、最後に土木事務所と、道路計画課長さんでございましてけれども、事務所としてもあそこの未完了箇所は取り残された重要な課題と受けとめて事業を進めたいというようなことをいただきました。

以上でございまして。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。そうすると、時期はわからないんですけども、一応前向きには動いているということのニュアンスは受け取りました。ただ、それが10年先や15年先というのと、ちょっと待ち切れないので、川瀬の立ち退きとかその辺がもし絡んで延びるようでしたら、こちらの東側だけでも先行して工事をやっていただきたいということを改めて要望していただきたいと思います。

それともう一つ、追加なんですけども、近江鉄道の自動車整備工場付近、あそこのところで小さいS字になっておって、こちらから行くと、下手をするとよそ見なんかをしていると正面衝突するという可能性があるという場所がありますけども、ご存じでしょうか。あそこもちょっと併せてこういう問題があるんだというところを併せて指摘していただいて早めの道路工事、これを依頼していただきたいのと、地元の県会議員を通じてでも早めにこの辺を処理していただくというところでよろしくお願いします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

冬場になりまして、犬上川の中州にあります自然生えの樹木、木ですね。これの伐採工事が中断しているようなんですけども、去年の夏はやっておったのは見ているんですけども、まだ現在、4分の1程度残っている、感覚ですけども4分の1程度残っているように思います。今後の予定はどのようになっていますか。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 平成24年度は今、福寿橋のところ、竹の伐採および根の伐

根を今年はやっておられるところでございます。これも土木の方に尋ねたんですけれども、24年度はこれだけということで、来年度につきましてはまだ予算がつき次第計画的に進めているので、場所をどこということがまだはっきり言えないということでございました。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。これもやっぱり大水が出たとき、台風で犬上川の水量が増えたとき、中の木に邪魔になって水が変に増えて堤防が切れるということも考えられますので、できましたら予算がつく、つかないというところはあるんでしょうけども、台風時期までに何とかしてくださいというようなお願いをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、せせらぎの里についてご質問させていただきたいと思います。

ちょっと観点を変えまして質問させていただきます。今まではせせらぎの里というものに対しての質問だったんですけども、せせらぎの里のこうら、これの集客のために、そこだけということじゃなしに、例えばせせらぎの里によって、そのほかどこかへ行こうというときには、西明寺は近くにありますが、今思いつくのはそのぐらいしかないんですね。金をかけてというのはちょっと難しいと思いますので、何か簡単にその辺の対応、対策ができる計画は現在ありますでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 ただいまの野瀬議員の質問ですけど、担当課といたしましては、道の駅担当と産業課で甲良町における観光施設の観光情報の発信をお互いに連携しながら、来場者の甲良のよさを知っていただくということによって多くの情報発信をしていきたいというふうに考えております。また、今ほどあります観光情報とか町の施設などとの連携を深めながら、本施設での利用をしていきたいということを思っております。

また、周辺整備は本町の総合計画等と関連がありますので、内部協議を進めていきたいというふうに思っております。

それと、農産物収穫体験、これは引き続きやっていきたいと思っているんですけど、それと、花がささやく甲良推進事業補助金を活用して転作田にコスモス、またヒマワリの栽培も取り組んでいただけるように、せせらぎの里こうらと産業課と連携して、広く情報発信をしていけたらというふうに思っているところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。実はコスモス、そしてヒマワリ、この辺のところは私の方でも提案しようかなと思っていたところです。県道バイパス、そして、307国道、この辺の道沿いのところの耕作地で、毎年という

のは難しいと思いますけれども、これも営農組合とか、そのこの地区の農業組合とか、相談していただいて、ローテーションでこの近くにはこういう花畑があるよというようなことでも進めていただきたいと思います。

それともう一つは、犬上川の沿岸、堤防沿いになるんですけども、北落区、そして金屋の区、この辺には桜並木が結構きれいに、ずっとはつながっていないんですけども、きれいなところが結構あります。この桜並木の整備ですね。まだ植わっていないところもありますので、その辺のところをちょっと区の方と相談していただいて、植えつけ自身はそのこの地区でやってもらったらいいと思いますので、桜並木がずっとつながっているというような景観をつくってはどうかと思います。この辺もご検討ください。

それと、県の所有地か、町の所有地か、ちょっとわからないんですけども、北落工業団地とそのこの堤防の県道の間、ここに空き地があります。先日のクリーン作戦のごみのパケットというか、ごみの置き場だったところですね。あそこが夏場になると草はぼうぼうになるわ、そして、看板を上げてもらったので多少ましにはなっているんですけども、ごみが結構捨てられていると。あそこの有効利用、桜並木がずっと連なるようでしたら、ちょっとしたベンチを置くとか、下を整備してもらわないとおそらくだめやと思いますけれども、ベンチを置くとか、そういうことも考えていただければどうかと思います。この辺はどうでしょうか。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** ただいまの質問でございますけれども、あそこの空き地につきましては、堤防もございまして、一応県道敷きでもございまして、工業団地ができるときに道路改良ができる幅をあけておこうということであいている土地でございまして。堤防敷きとまだ甲良町敷きの土地、道路敷きに将来ということであいております。県にも堤防道路を何とか早急に改良してほしいと要望しているところですが、今のところなかなか回ってこないというところで、空き地にしておくとごみが捨てられるというような状況も現在のところでございますので、木を、植栽、甲良敷きの方に、ちょっと計画線がまだ全然、道路敷きの計画線がありませんので、何とかそこは申し上げにくいんですけども、将来もそこが緑地帯となるような考え方で植栽するのは、堤防に影響がないかなと、こう考えます。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** ベンチを置くというのはちょっと別にして、あそこがごみ捨て場にならないように、そして、草がぼうぼうで景観が悪いというところだけをちょっと防ぎたいというところで地元からも大分要請を受けていますので、そのこのところの何とかご検討をよろしくお願いします。

続きまして、ごみ対策の方に入らせていただきます。

甲良町として可燃ごみ、これの削減ですね。これが思うようにやっばりできていないように思われます。可燃ごみの中でも重量的に重たい比率になっているのが生ゴミやと思います。放送でよく生ごみを絞って出してくださいというような依頼はかかっているんですけども、この燃えるごみの中で生ごみの低減ができればリバースセンターとしても固形燃料化、これの事業が向上して可燃ごみの受け入れの費用が軽減につながると思いますので、その辺のところのごみ問題について質問をいろいろさせていただきます。

まず、家庭用の生ごみの処理機、この補助制度がありますけども、この補助制度の利用、現状のところ、利用状況はどうでしょうか。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 家庭用生ごみ処理機については、平成12年度から補助事業を行っております。当初は1件3万円でしたが、平成17年に見直しがされておりまして1件2万円という補助になっております。4年経過しますと、更新の補助を認めるということで更新をされている方もおられます。

平成12年から始めて現在のところ、総設置数が384でございます。そのうち、いわゆるコンポストと言われるやつですね。コンポストも同じ補助でやっていますので、生ごみ処理機、電気のじゃなくてコンポスト、いわゆる器だけであれするやつです。それがそのうち14件あります。更新ですね。今言いましたように1回補助を受けられて、その後更新されている数が全部で21件でございます。だから、改めて機械を補助を使って買い直している件数はそんなに増えていないということでございます。最近の生ごみ処理機の補助の状況は、平均しますと年間4台程度しか出ていないという現実がございます。

以上です。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 年間4台ぐらいしか出ていないということですけども、補助金を出してもあまり効果は現状はないということですね、そうすると。

そしたら、生ごみを可燃ごみとして出さないような方策、これの計画というのは現在ありますか。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 今のところ生ごみを可燃ごみから分別するという事は考えておりません。それも必要、大変重要なことでやっていかなければならないというのは認識しております。ただ、可燃ごみの中に、燃やしたら燃えますけれど、例えば、サランラップがまじっていたりとか、本来はサランラップは燃えないごみで出していただきたいんですけど、そういった細かい分別が

まだできていないという現状もございますので、その辺の分別をもう少ししっかりやっていただいて、水分を減らすなどというような啓発もしっかりやっていくということをまず、まだできていないことがあるということによってやっていきたいなというふうに考えています。

ただ、生ごみを資源ごみとして分別しているという地域も、私も研修にも寄せていただいているところもありますし、先進地にやっているということもしておりますので、甲良町にどういうことができるのかなということもふまえて今後やっていかなければいけない対策であるというふうには考えています。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 1つの方策として、豊郷町、そして多賀町が導入されている産業用の生ごみ処理機、家庭用じゃなしに産業用の生ごみ処理機なんですけども、これの実施状況というのわかりますでしょうか。それと、おそらく完璧にうまくいっているとは思えないと思うんですけども、課題というのがありましたら教えてください。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 近隣では多賀町と豊郷町が、いわゆる大型ごみ処理機ですね。生ごみ処理機を導入しています。豊郷町では平成23年に100キロ処理の大型生ごみ処理機を町の方で購入しまして、ある在所に設置はしたんですが、了解を得て設置はしたんですが、においという苦情が出まして、現在はそこには置いておけないということで、申しわけないんですが湖東広域行政組合豊楠苑、豊郷ですね。し尿処理のあいているところに設置させてほしいという豊郷町の要請がございまして、一応置いていただいているということがございます。ただ、事業としては継続されておまして、豊郷の場合は、いわゆるごみステーションですね。普通にごみを出すステーションに生ごみ用のボックスを置いて、そこに生ごみだけを分別して出すという方法です。それはモニターを募って、賛同してくれる方がそこへみずから持っていくと。町の方でそれを回収して大型処理機に投入しているというやり方をやっておられまして、23年の実績で生ごみが16.7トン、そこへ投入されましたと。そのうち堆肥化、肥料にしておられるんですけど、2トン程度が肥料になりましたと。あとはほぼ水分ですので蒸発しているということですので、水分を減らすという意味では効果があるのかもしれませんが、ただ、設置場所の問題であるとか、あるいは回収方法、回収については町の方がかなりの経費を出しているというふうに聞いてますので、その辺の費用対効果も含めていろんな課題があるということで、もう少し実証実験を続けんとあかんかなというようなことは聞いております。

多賀町の方では、同じように生ごみ処理機、これも100キロ処理ですが、3台、これはリースで設置しておられます。町の方でリース代を持っているみたいで、2つの集落と1つの小学校に置いているということで、これはステーション方式の回収ではなくて、大型生ごみ処理機にみずからここへ運んで投入するというやり方で24時間いつでも入れられますということです。24時間いつでも入れられるので誰が入れるかわからないというリスクもありますが、今のところおおむね変なものはないというふうには聞いていますが、ただし、自分で持っていくやり方ですので、近くの方は持っていかはりますが、少し距離がある方はやっぱりなかなか参加していただけないという現実があるということと、多賀町の機械だけが問題なのかどうかわかりませんが、機械の故障が結構あるということも聞いております。そういった課題があるということは聞いております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。生ごみ処理機、先ほどにおいがするというお話がありましたけども、最新のもので熱を加えてにおいを消すというやり方のものもあるようです。その辺の最新の機械がどうなっておるのかというのと、ちょっと運用的に難しい面は確かにあると思います。その辺、考えてもらわないといけないんですけども、甲良町として導入するというのを考えているかどうか、そのところをお答えをお願いします。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 機械については年々進歩していますので、おっしゃるとおりにおいというのはほぼ出ない機械も出ております。ただ、ふたをあけ閉めるので、その段にはにおいが出るということですが、進歩というのはあるというふうには聞いております。ただ、今、近隣の町の課題もありますように、いろいろ考慮しなければならない問題もありますので、もう少しその辺は様子を見ていきたいなというふうに思っております。甲良町の方では今のところ大型処理機を置いてということは考えておりません。

先ほどの家庭用生ごみ処理機のところで言いましたように、補助させていただいた方の家庭用生ごみ処理機がどうなっているんやろうと。それを使っていた中でどんな課題があって、十分活用していただけているかどうかもわからない状況がありますので、その辺、ちょっと25年度に探っていて、その辺の補助のあり方みたいなもの、あるいは利用の仕方を、課題を見つけていって生ごみ処理の対策に考えていきたいなというふうには考えています。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 いろいろ問題はまだまだあるとは思いますが、ちょっとほかの地

域、実施状況を見ながら、使用した方がよければ、これはまた検討していただきたいと思えます。

続きまして、甲良町の農産物のブランド化というところで質問させていただきます。

昨年、私が議員に最初上げさせてもらったときに、甲良町新総合計画というのをいただきました。これ、2010年から2020年、長期計画で甲良町の姿、こういうところを目標にして甲良町をよくしていこうという計画で、確かによくまとまっているとは思えます。この中で「こうらまるごとふるさと交流村プロジェクト」、この中に甲良米、野菜のブランド化というのが取り上げられておまして、このために有機農法ですね。そのままではいけませんので有機農法とか特別栽培、この辺による計画、そして生産者との綿密な打ち合わせ、調整、この辺が必要になりますけども、現在ブランド化というところに対しての活動、もし具体的に活動されているのであれば、どういうスケジュールになっているか、その辺も含めて回答をお願いします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 特に甲良産農産物のブランド化ということでの具体的な取り組みについてはありませんけれど、甲良町の農業水田ビジョンというのがあります。そういった中において甲良の販売戦略ということで、消費者ニーズを的確にとらえた米の生産を図るとともに、竹炭を利用した米づくりの試験、また、議員おっしゃったように、有機栽培や町認証制度の導入検討等、多種多様な方法を利用し、甲良米の販売に努めるということでございますので、本年ですけれど、これ、25年度の情報ですけれど、近江米の課題といたしまして、温暖化に伴い、平成11年度以降品質低下が続いてきているということで、これは農業関係者や各団体もこれに対して1等米比率を上げていくということにここ近年取り組んできたところでございます。

そうした中、このたび農業技術振興センターの方で、高温に強く、良食味の新品種みずかがみを開発されました。これを今普及拡大をしていくということで、25年度については金屋の営農さんで種もみづくりということだと思っておりますけれど、大体6反から7反取り組むというような情報が入ってきて、26年度には県の情報からいきますと110ヘクタールの計画を行っているということですので、県の方としてみずかがみの早期生産拡大、また流通促進による近江米ブランド力向上、稲作農家の経営安定を図っていくということでございますので、これにつきましては県の農産普及課とも確認を取りながら、本町においてもまずこのみずかがみが良食味で多くとれるというようなことを聞いておりますので、そうした中、この機会に土づくりを中心に、化学肥料、化学農薬を使わない有機農業への取り組みができないか。ま

た、甲良独自の栽培基準などを県、農協など、関係機関と連携しながら調査研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今答えていただいたのは農協なり県の方の動きだと思いますので、それはそれとして、じゃ、町として何をするかというのは、今の答えの中にはあまりなかったように思うんですけども、町として有機米というのを積極的に進めていく。これ、何か計画はありますでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今ほどこの中で甲良独自の栽培基準などを検討していくということを考えておりますので、その点、甲良独自ということと生産体制というのか、どういうものかいいのかということについては検討していきたいというふうに思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。県の方でみずかがみ、新しい米をとという話もあるんですけども、町内の営農組合のあるところでは、圃場に炭を投入して、それも有機農法で米の食味コンクールで優秀な成績をおさめているという話も聞いております。この辺も含めて町全体として甲良ブランド米というのを積極的に進めていただきたいと。そういう計画も頭に入れていただいて進めていただいて、甲良町の米はうまいんやというところをアピール、そして沢山量がとれるようにというところでの進めををしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、先ほど見せましたが、甲良町の新総合計画、これですけども、これ、単年度計画ではございませんので、なかなか何年にはどこまで、何年にはどこまでという書き方はしておりませんので、全体的なスケジュールをとるのは難しいと思います。実際に将来を見据えた大方針としてこの計画書がございまして、できているところ、ここはちょっと問題があるな、ここはやろうと思っているんやけども遅れているなというような検証もやっぱり必要やと思います。その辺の動き、問題点を是正するとか、そういった動きは今ございますでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 ご質問の内容でございましてけれども、いただいております文面の中には、年度末の進捗の確認という部分が入ってございましてけれども、現在、確認は行っております。ただ、年度末でなく新総合計画と予算作成の段階での目的、目標を記載した実施計画というものを出して、決算見込みと併せて出していただきまして、それによって状況確認、新年度の予算への反映ということで財政部局と併せて予算編成時に行っているというような状

況でございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

そうすると、予算作成のときにこの中身を検討していただいて、この問題点を取り上げてここまでやろうというような計画は、予算ですから期初とは言えないんですけども、計画としてはそれが期初計画になるということですね。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 長期計画の中には、議員が言われた大きな構想と、それを成功させるために個別計画というのがありますので、それは進捗が確認ができますので、まずそちらで確認ということ。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。計画と検証、一応できているということですので、最終的にこの計画が2020年度に、すべてになるのかどうかわかりませんが、完了するというような方向で進めていただきたいと思います。

以上、私の質問、終わらせていただきます。

○建部議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

まず最初に、ちょっと一般質問の中に入れてないんですが、ちょっと議長、お願いがあります。健康に関する問題ですのでお願い事を兼ねた質問なんですけど、よろしいですか。

○建部議長 答弁の必要なやつについては事前の通告がなかったら行政の方では答えることができません。ただ、要望ですか。

○西川議員 はい。簡単なことです。

ここ数日来、テレビでいろいろと報道されていますが、新聞で。中国からのPM2.5の問題に関してでございます。きのうも熊本の方で基準値を倍オーバーしていると。70マイクログラムというような数値が出たとかというような形で子どもが学校の中へ入りなさいとか、外を歩くのを自粛してくださいとかいうような情報が流れているんですが、この問題は熊本県だけじゃなくて日本全土に降ってくるという話がございますので、今後甲良町としてはどのようにしていくのかという問題、甲良町、今、放射能の測定器を持っていますけど、それではかれるのかどうかという問題もありますし、町民への周知はどのようにしていくのかということも緊急に考えていかなければいけない問題だと思います。ほかの日でというようなこともあったんですが、

できるだけ早い方がええということをお願いしておきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、次、質問に入らせていただきます。

まず最初に、新年度予算についてのという形でお聞きしますということをお願いしていますが、新年度予算に関しましては、きのうの全協、本日の議案説明、来週の予算決算常任委員会で詳細の説明があると思いますが、ここではちょっと的を絞ったような話として、各課として新年度に向かって町民、住民のために福祉の向上につながるような計画をされていると思いますが、特に各課の課長が特に力を注がれた施策や、新しく取り組まれた内容のもの、どうしてもやり遂げたいもの、1点をお聞かせ願いたいと思います。全課長、用意していただいていると思いますが、時間の制約もございまして、本日は総務課長、保健福祉課長、教育次長をお願いしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 1点と言われましたが、1つだけということですか。

○西川議員 はい。ほかも結構ですよ。

○大橋総務課長 1つだけというのはなかなか難しいんですが、予算概要の8ページをご覧ください。

予算概要の8ページに、まず、款ごとの予算を一覧表として挙げさせてもらっています。ここには前年度と本年度の対比、それから、財源内訳が書かれています。特に福祉の関係ということでございまして、民生費、3款の民生費につきましては、11億3,900万という高額な予算を見えています。それで、前年度から200万円の増ということで、後の款を見てくださいと、ほとんど減額ということになっています。ですから、民生費、特に福祉費につきましては若干ながら増額と。ただ、商工費につきましては650万ほど増額ですが、これは例の夏祭りが記念事業であるということと、人件費の関係で少し上がっていますが、このような形で福祉、民生費につきましては上がっています。そんな中で、その一番右の一般財源7億3,000万ということで、町の一般財源、全部で27億のうちの7億3,000万ということで4分の1の金額をこの福祉予算に充てているわけでございます。

それで、先ほど予算のときに西澤議員からも予算編成方針案ということをおっしゃったんですが、まず、今回、財源不足が2億円ありました。その2億円のうち、今年に限ってはこの事業はやめてもらおう、見送ってもらおうというのが5,500万ありました。それを少し言いますと、道路改良事業が、これが全部で9カ所、それから里道・水路維持補修、これも650万円余りですが、これも3カ所を見送りをお願いしました。事務費としましても400万程度、システム構築、これは公会計とか給食のコンビニ収納等の事業を

もう少し見送るということでございます。それから、施設備品購入、図書館のエアコンとか、中学校の地デジ対策も見送ると。施設修繕が1,700万、これは福祉センターとか児童公園改修とか、東小の男子職員トイレ、それから西小の体育館の漏水対策、中学校の貯水槽の改修等が各課から上がってきましたけれども、もう少し福祉予算もどうしても見ていかんなんということもありましたので、そういうなのを少し見送りというふうな形にさせていただきました。

予算概要に本町の重点施策は書いていますが、まだまだこれから甲良町の予算的に課題としましては、例えば、東小学校の正門といいますか、あそこは車をとめてかぎをあけられないというふうな要望もありまして、そこも少し入ってから正門をしてほしいということやら、東小学校、西小学校のプールがありますが、もう今使っていません。それにつきましても早急に改修しなければならないんですが、そのお金もなかなか出てこないということもありますし、庁舎の周辺の整備、特に役場の庁舎も老朽化して、いろんのはがれてきているということもありますし、また、防災センターの要望もありましたけども、それも少し見送ると。あと、給食センターの跡地利用や、それから旧の子育て支援センター、長寺センターですね。あそこの利用計画なども上がってきましたけれども、なかなかそこまでは回せていけないということでございます。

そういうようなことで5,000万近く見直しさせてもらって、2億円から5,000万引かせてもらって、その後、1億5,000万は基金の取り崩しで対応したということでございますので、よろしく申し上げます。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 保健福祉課の重点施策といたしましては、町民みずからが予防に励む意識づけができるように事業を展開をしていきたいと思っております。

主な対策として、健康増進事業としてがん検診等も各種検診を実施し、早期発見、早期治療に努めたいと考えています。予防接種事業として、各種ワクチンの接種を委託により実施し、予防に努めたいと考えております。また、地域支援事業として、これは事業委託になりますけども、各種介護予防事業を実施し、要支援、要介護状態にならないようにしたいと考えております。いずれも受診者、あるいは参加者が少ないと解決に至りませんので、受診者、参加者の増大に取り組みたいと思っております。

各事業の取り組みにより、たちまちの目標として、医療関係では県下で甲良町はワースト1、2位という不名誉な記録がございますので、何とかこの記録を返上し、健康で明るいまちづくりをめざしたいと考えております。

以上でございます。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 それでは、教育委員会の方から3点ばかり報告をしたいと思
います。

まず1つは、教育面でございますが、いじめ対策相談員を設置をしたい。
今のところ中学校に常勤として配置を予定をいたしております。ご承知のよ
うに全国で痛ましい事故や事件が起こっております。今のところ甲良町では
大きな事象は起こっていませんが、いつ起こるかわからないというような認
識を持って、子どもたちを守るため設置をしていきたいと考えているもので
ございます。県の方の施策としては、25年度から彦愛犬で3人程度のスク
ールカウンセラーを配置する。それも要請があつて来ていただくというよう
なスタンスだそうであります。それでは子どもたちに寄り添って相談活動が
できるのか、ちょっと疑問であります。そんなことから、甲良町単独で設置
をしていきたいと考えております。

2つ目は、文化面でございますが、文化財保護にも力を入れ、後世に残し
ていかなければならないと考えております。そういう観点から、西明寺の史
跡の保存管理計画を策定していきたい。さらに、3つ目としましては、子育
て支援施策でございます。子ども子育て支援事業計画を27年度からの5年
間の計画で策定をしたい。これは平成27年4月から本格的に始動されるこ
ととなっております地域の子ども子育て支援を総合的に推進するため、全国の
市町村で計画を策定しなければならない。平成26年度には国の方にこの計
画案を上げていかなければならないというものです。甲良町におきましては、
保幼のみならず、放課後児童クラブ等も含めた総合的な支援計画を策定して
いきたいと考えているところであります。

以上、3点、報告をしておきます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ありがとうございます。総務の方では苦しみの中というような
形で削減のことに頭を悩まされているんだというふうに理解したいと思いま
す。保健福祉の方では予防、私のがん検診を受けようかなというふうにも思
うぐらいですので、こういうことはやっていただきたいというふうにも思
います。ワーストワンから抜け出さないかんというふうには思います。それ
から、教育の方では、いじめ対策、後の質問にも入れておりますが、肝心な
こと、いろんなことをおやりになっているから行かないかん問題だと思いま
すし、文化財の保護も貴重な国宝財産でございますので、そういうこともや
っていただかないかと。子育て支援施策、これが甲良町では一番問題だと。
子育てするにも子どもが生まれんことには1つ問題があるわけですから、そ

の辺の対策も後で質問したいと思いますが、そのようなことも考えておられるということはあるがたいことだというふうに理解します。詳しい内容に関しては、予算委員会の方でまた質問させていただきます。

次に、防災計画の話なんですが、東海・東南海・南海地震などが同時発生するという想定で、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震について、昨年の8月29日、国の2つの有識者会議は被害想定を公表しましたが、最大で死者数が32万3,000人、うち津波による死者の割合が7割と想定しています。甲良町につきましては海の津波の被害はないわけですが、山崩れ、山津波のおそれがあります。また、電力、上下水道、交通等のライフラインの破壊は相当なものになるとして、国は特別措置法の制定をめざしていますが、今、甲良町の置かれている位置づけはどうなっているのか、報告をお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 位置づけということですが、今、甲良町が取り組んでいる防災計画について少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、昭和36年に災害対策基本法というのが制定されまして、甲良町につきましても、一番最初に甲良町地域防災計画を策定しています。それで、その後、何回か改定させてもらって、今現在、生きているというのか、最近のものにつきましては19年1月に作成したものが今生きているものでございまして、その後、震災等がありました。また、原発関連の事故が取り入れられていないということもありまして、今回、1月28日にその計画書の策定の入札を行いました。株式会社パスコという会社をお願いしまして、今年度と来年度、2カ年かけてその事業を見直していこうということでした。

また、19年以降、公共施設等も新しく何カ所か建てられましたし、養護学校からも避難所の1つとして使ってもらって結構ですよというふうなこともいただいていますので、そういうことを網羅してこの防災計画を立てていきたいなと思っています。

それと、防災計画の中では役場の組織についても述べています。各課はこういうことをしなさい、こういうことをしなさいということになっていますが、その中の組織も19年からかなり変わってきているというふうな現状がありますので、今一番新しいことに似合わせたものをしていこうということを考えています。そういう形で、今進んでいる途中でございますので、もうしばらくお待ちいただけたらなというふうに思っております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** ここの甲良町は多分震度が5強とか弱だとか、あるかと思うんですけど、鈴鹿山系の地盤に乗っていますので、それなりのかたさはあると思

うんですけど、前にも質問しました犬上ダムの問題がどうなるかとか、その辺の後の質問のため池の問題とか、いろんなことがありますので、その辺も当然入ってくるんだという理解をしたいと思いますし、1つ、確認させていただきます。

今、総務課長が言われました、養護学校が避難所で使わせていただけるということは了解が得られているということですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 先日、校長先生以下3名ほどの先生が来ていただきまして、町長に直接こういう形でうちもあるので、ぜひ甲良町の役に立ちたいということで申し入れがありましたので、今回、それも取り入れさせていただこうというふうに思っています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。

それでは、次に、甲良町内にはため池が何カ所あるわけですが、何基あるかということをお聞きしたいのと、高台にあるため池の耐震改修、被害想定はされているかということなんですが、ため池の管理は十分されているんだという理解はしますが、アリの一穴からということもありますし、毎年耐震診断はなされているのか。また、水そのものは、雨水だけじゃないんだと思うんですが、水利組合の水を引かれているとも聞いていますし、それが全部のため池がそうなのかということと、大雨が降ったときは満水になるまでためているのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 まず、町内にため池は何カ所あるのかということで、ため池数は12カ所でございます。それと、高台にある耐震診断でございます。耐震診断につきましては、現在のところ調査は実施しておりませんということで、耐震診断につきましては土質調査が必要であり、このことも含め滋賀県、または必要に応じて犬上川沿岸土地改良区と協議をしていきたいというように思っております。それと、被害想定については、現在の甲良町地域防災計画には被害を明記しております。そうした中、平成25年度で滋賀県でため池の一斉点検を実施していただくということになっておるのでございますので、この対象についてはおおむね受益面積が2ヘクタール以上のため池が対象であるということで、今後県の方から抽出されたため池に対して指導を受けながらと思っております。

それと、犬上川沿岸土地改良区からは、2カ所の用水を入れております。

以上でしたかね。

○西川議員 大雨のときは。

- 建部議長 大雨の件。
- 米田産業課長 大水が出たときのことでございますけれど、また次のところで答えようと思っていたんですけれど、平成18年から22年度の5年間でダムの門扉等の、堤というのか、堤防ですね、堤体の補強の補修とかいうことに取り組んでおりまして、その調整については各集落にお願いをしているところでございます。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 今言われました12カ所というのは、全部農業用水で利用されているという形で思えばいいのか、それとも何かほかの目的でためられている池があるのかということ再度お聞きしたいのと、大雨が降ったというのは、今の現状のため池そのものが満水になるまでほっておくのかどうかという、その辺のところの問題です。
- 建部議長 産業課長。
- 米田産業課長 主にほとんどが農業用水でありまして、水の管理については、先ほど言いましたように必要に応じて調整をしていただいているところでございます。
- それと、済みません、2点目は。
- 西川議員 池そのものの自然の雨も自動調節しているわけ。
- 建部議長 産業課長。
- 米田産業課長 年間通して一応集落の水利組合とか、区長さんとかいうことで、当然全体的な部分についての意見交換をしております。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 それと、12カ所の中には、今、土地改良の事務所のある三川分水、あれはどういう考え、ため池として考えています。それとも川として考えてます。
- 建部議長 産業課長。
- 米田産業課長 あれは犬上川沿岸土地改良区の用水の入り口というんですか、そういうような位置づけで、管理的にも沿岸土地改良区でということですか。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 あそこも水をためているわけですから、耐震診断されるときには上げていただきたいと、県か国の要望調査に来られるときには加えていただきたいと思いますので、あれ、ぶち破れたら被害は大きくなると思いますので、入れておいてほしいと思います。
- 次に、2番目でお答えは準備されているとは思いますが、ため池の構造を把握されているかということが1つと、危険箇所の補修・補強等は万全であるかということが聞きたいと思います。

それと、アリの一穴というような話は先ほどもしましたが、モグラの穴とか、それともう一つは、前も聞いたのかなと思うんですけど、甲良町にヌートリアはすんでいるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 ため池構造を把握しているのかということで、ため池につきましては土を盛りかため、締めかためていくアースダムの形式でありますので、構造計算まではできていないということでございます。

それと、危険箇所については各集落で点検や地震時の見回りをお願いしているところがございます。それと、先ほど少し申し上げましたけど、近年の取り組みといたしましては、平成18年度から平成22年度の5カ年で、池寺、正楽寺の地区で、ため池群広域防災機能増進モデル事業を実施して、堤の部分ですね、堤体補修等を行い、現状を維持しているところであります。

それと、池寺地区については、主な内容としては管理用道路と門扉の設置、また、正楽寺については西蓮だめの管理用道路、防護柵、また、海東ための堤体補修等を行ってきたところがございます。それと、モグラ等についても、先ほど申しましたように、各集落の方でそういう被害というものがあるかないかというのも点検はお願い、漏れるようなところがないのかということで、それとヌートリアについては、私、ちょっとわかりません。済みません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ヌートリアは、モグラよりも被害が大きくなる、ものすごく穴を掘るネズミのでかいやつです。

じゃ、1つ、正楽寺のため池のどれか1つが漏れていたということで一部改修をしたと聞いているんですが、応急処置だったのか、その辺と、いわゆる完全になされているかということをお聞きしたいんですが、ご存じでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 詳細についてはわかりませんが、基本的には正楽寺地区の役員さんと現場をふまえながら対策というものを取り組んできたというふうに認識しています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 この辺も完璧なものにしておかないと、いわゆる、先ほど申し上げましたマグニチュード9なんていうものが来たら、もうだめになるかと思っておりますので、今後の方針として県がどういうことを打ち出すのか、その辺の問題も合わせた中で完璧にさせていただきたいと思っております。

それから、ため池周辺の防護柵という形で4番目に入れてあるんですが、先ほど設置しているというような答えもあったかと思うんですが、私の見る

限り、やっぱりついていないところの方が多いと思いますので、その辺のところは国・県に、今度、今、国土強靱化政策というようなものもあるわけですから、耐震改修、防災、安全、その辺のところは兼ね合わせた中での予算要求を県・国へしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 転落防止等の設置はということで、すべてのため池には設置はできておりませんということで、集落に近いため池には防護柵を設置しております。ただし、全体を囲むことはせずに、通行の多い箇所を設置し、また、周辺には啓発看板を集落で設置していただいているというのが現状でありまして、また機会がありましたら犬上川沿岸土地改良区とも協議をしながら各集落との意見交換も含めて取り組んでいきたいと思っております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 私が歩いた中では、危険箇所と思われる箇所にはついてあるんですが、盛り土そのものが道路になっていますので、子どもさんなんか遊びに行くと落ちてくる可能性もあるかと思っておりますし、それをつけることによって景観を汚すというようなことになれば話は別ですが、そういう柵は設けた方がいいんじゃないかなというふうに思います。先ほども甲良町に観光資源はないのかというふうな話で、西明寺というふうに思いつくということをおっしゃいましたが、正楽寺もあるわけですね。正楽寺と西明寺の間を行き来するにあたっては、その道路を通れば、そういうところも通っていけばみんなが安心して通れるということにもつながっていくと思っておりますので、柵はつけていただきたいなというふうに思います。

次に、5番目としまして、これは地元からの要望でもあるんですが、犬上川左岸、正楽寺川下流のところにあります低水護岸、高水護岸のコンクリートブロックのところには竹や木が生えているわけですが、先ほどもちょっと建設課長には写真をお渡ししましたが、心配されているのは、竹の根がブロックの下に回った場合は水が直接当たればという形で、100年に一度の大雨、伊勢湾台風を想定するとというふうにおっしゃってましたが、裏に水が回れば、洗い出したら早いよという話で、あの付近はそんな大した堤防にはなっていないと。幅はありますけど、洗い出したら早いから、この竹は早くとってもらうように要請してほしいという形と、あの辺のブロックそのものも大分もとの位置とは違う位置にありますし、その辺のところはとても、目で見て限り危険な状態でもありますし、あそこで魚を釣っておられる人がおるんですが、水の勢いのいいときに釣っておられますので、ごろんとまわってしまったら流されていくというような危険性もあります。それと、景観上

もよくありませんので、その辺のところ、先ほど野瀬議員もおっしゃっていましたが、伐採を努めていただきたいと。

それから、この間クリーン作戦がありました。そのときもずっと見てきたんですが、ごみは拾いましたけど、金屋橋から下も桜並木、町として名刺にもいただいた桜並木があるんですが、あれ、桜が咲いても1年に一ぺんは掃除をしていただいているんだと思うんですけど、護岸そのものが歩けない状態になっていますし、木製のベンチが置いてますけど、いつひっくり返るかわからんような状態にもなってますので、併せたような中で、県に対して要望すると同時に、あの桜並木をきれいにするのはどこの費用でやるのかという問題もあるんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 私の方からは、まず、犬上川の護岸のことに回答させていただきます。

犬上川の河川管理者であります湖東土木事務所の方に、議員ご指摘の件につきまして、写真を撮り、現場も見に行ってもらったとは聞いておるんですけど、写真を見せたところ、めくれているのはまず沈床工という部分がちょっと水に洗われてネコヤナギの木、竹等が生えているというような状況で、これにつきましては議員の指摘のように、もしそれが流されると、この次に石積みの堤防が破壊されるというので危ないということは認識されております。ただ、今すぐというようなものでございませんので、重点的にパトロールをして、非常に危険な状態になればすぐに改修工事を行うということでした。

それと、もう一つ、議員指摘の正楽寺川の水の出ていくところなんですけど、そこから上流部分について、これは根がためブロックというのが本来してあったものが流されてしまって、直接石積みの堤防に水が当たっているという状況ですので、これについては早急に何らかの改善というか、補修をしていかなあかんというような回答をもらっております。

以上でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 もう一つや。

○建部議長 誰、答えるの。

○西川議員 桜並木の。歩道の。

○建部議長 所管は何や、あれは。要するに、管理費用。県が持つのか、ダムの事務所が持つのか。町にかかわりなかったら町にかかわらないと言わんと。

(「よく調べて後から返答しますと言うて」の声あり)

○建部議長 西川議員。

○西川議員 突発的に質問しましたのであれなんですが、あそこには歩道、堤防そのものにカラー舗装を施して木製のベンチが並べてあるわけですね。あの辺を誰が設置されたのかなというところなんですけど、土地改良区が設置されているのか、あの舗装は誰がされていったのかという問題があると思います。その辺はどこがされたかということです。

(不規則発言あり)

○建部議長 正式に答弁を。甲良町にかかわりない。県なら県ということ。

(不規則発言あり)

○建部議長 県に確認をしてください。

町長。

○北川町長 あその部分は、私が記憶しているのでは、両側を、左岸と右岸、両側を黒田先生が県会議員のときに1年ぼっきりの事業として、例えば守野側は、あそこは斜面全部大きい木を残して、下、草を全部刈りましたわね。それとこっち側、ベンチを置いたり整備をやるということで、1年ぼっきりで。あとは守野と金屋の地元で面倒見てくださいよというので、守野の方側は毎年下草刈りをやっているんですよ。こちらはそれができていない状況かなというように私は思っています。だから、地元がやってくれるということを前提で県が1年ぼっきりの事業をやったと思っています、私の記憶では。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 質問してやぶ蛇みたいな話なんですけど、今現在、犬上川の除草作業があるんですけど、あのときも、この間も大橋課長には話はしたんですけど、堤防道路から1.5メートルから2メートルまでぐらいは草を刈ってください。それも名神まで結構ですという話なんです、下流から。そこから上流は知らないということになっておるんですよ。今、町長の言われる話だと、あれになってくると思うんですね。犬上川土地改良区の管轄下になってくる可能性も出てくるわけですね。昔、僕らは砂上げとかいうて、あの辺を全部やっておったんですけど、その辺で草刈りもしました。それは土地改良区から金をもらってやっていたんですよ。その辺のところをちょっと一ぺんきちっと調べていただけます。要請しておきます。産業課長、頼みますわ。続いて行きます。

次、エネルギー対策についてお聞きしたいと思います。

甲良町の中ではエネルギー対策、総合計画やとかいろんな、ここにも甲良町地域新エネルギービジョン策定委員会とかいう資料を見せていただいたんですけど、おやりになっているかと思うんですけど、今の進捗状況というんですか、原発問題とか化石燃料の高騰、それから電力問題は町民や企業も心配され、対策をそれぞれやられているというふうに思います。甲良町としまして

も非常時の電源対策としては取り組んでおかなければならない問題だと思いますので、その辺のところを併せた中でどういうふうな取り組みがなされているかということをお聞きしたいと思います。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 エネルギー対策ということですが、際立ってこれという対策は、甲良町の場合はまだできておりませんが、公共施設の方での太陽光発電設備の設置ということは進めさせていただいているということで、西小学校、呉竹センター、ライフサポートセンター、それから水道、水源地ですね。このあたりには太陽光発電を設置させていただいております、25.75キロワットの出力は見込めているということでございます。このあたりは災害時の避難場所にもなっておりますので、そういった際にはある程度の活用はしていけるんじゃないかなというふうには思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今言われた太陽光の問題は出てくると思いましたが、設置されているということなんですが、これはあくまで非常時といった場合には、避難場所といった場合、夜はどうなるかという問題もありますので、その辺のところも併せた中で今後考えていってほしいというふうに思います。

それにつきまして、次、新エネルギービジョンの中での話なんですが、標準家庭1日当たりどれぐらいの電力量が要るのかという問題と、実験された小水力発電、3番目も併せて行きますが、書いてある文面でいきますと百五十軒の電力が賄えると、実験で。その辺のところも書いてあったんですが、これが本当ならなぜ採用しないのかという問題もありますし、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 1軒当たりの標準家庭の電力使用量ということで関電の方に問い合わせをさせていただきました。平均で10キロワット程度というふうに伺っております。

それと、次に、小水力発電の実証実験をやった後の結果のことをおっしゃられていると思いますけれど、確かに実証実験の報告の中で、金屋、一ノ井堰の水路で行った結果によりますと、想定発電量ということで総電力の発電量ということで、計算上、あの水域では43万キロワットの電気が生み出せるであろうという計算になっております。ただし、それはあくまで計算上、実証実験をやった中での計算上です。実証実験をやっただけが出たということではございません。現実的に、そこで実際、その発電機を使ってどれだけ賄える電気が出るんやというところの結論が出ております。それによりますと、出力3から5キロワット程度の発電であれば安定的に出るんじゃない

いかと。これ、わかりやすく言いますと、太陽光発電、住宅用ですね。平均4キロワット前後、標準家庭でとされていますので、その程度の電気やったら何とかなんとちゃうかという結論が出ているというふうに認識しておりますので、数字上、計算上出ている100世帯賄えるとかいうのは現実的ではないと。電力量の計算上ですという理解をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** そういうところになってきますと、今実験されていた機械がどうなっているのかという問題、それと、その価格がどれくらいしたものなのかということと、売電が今キロ42円か何かになっているかと思うんですが、この3月いっぱいだというようなことでもあるんですけど、この辺のところの売電の話は今していても、これでは話になりませんが、機械そのものは1基幾らぐらいするものなのか。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 機械、装置ですけれど、発電機と制御ユニットで690万の予算で行いました。あと、その他付帯設備とか、あるいは実証実験でしたので、それも含めますと、そのときの事業費で1,950万ということで、これ、全額国庫の方で実証実験をさせていただきました。

その機械そのものはまだ一時保管をさせていただいているということで、そもそも定住自立圏の中での取り組みということでしたので、そういうようなことになっております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 機械を今利用していても、またなかなか1軒分で回すわけにもいきませんので、今後のまた新しい機械等ができてくるのを待たないかのかなというふうにも思いますが、行政としては、やっぱり非常時の電源を確保ということは念頭に置いておかないかというふうに思います。

私、先日、3月1日になるんですが、東京のビッグサイトで開かれました風力発電展に行ってきました。15カ国300社が出展しておりまして、風力だけじゃなくして太陽光もやってましたけど、太陽光はまた別の規格としてやっておりまして、私、それを見に行く前に、この中での資料を調べておりましたら、甲良町は平均風速2メートルというような形でしたので、どうかなと思いついてきたんですが、現状で見ていると、平均風速4メートルから発電する小型風力発電がございました。それで、8メートルで平均3.5キロワットという形で発電できるという風力発電がありました。その辺が1基何ぼするんだという話をしていましたら500万というふうな形で説明されておりまして、設置まで、蓄電装置を入れてですね。そのような話もありましたが、私、それを見ておりましたら、静岡県浜岡町から来ら

れた方で、これ、いいなということで5基を注文してその場で注文されましたし、それもあったんですが、現在、売電をしようとするると小型風力発電、まだ日本海事協会の認定が、この3月末でしかおらないと言っていましたけど、国内で2社が扱えるというような話もされていました。それ以外、いろんな風力発電があったんですが、それがどうも優秀なようで、台風が来ても自動的に羽がおさまっていくような話だとか、高さが12メートルの高さで平均風速8メートルで3.5キロと言っていましたけど、その辺のところは今後の課題だと思うんですが、甲良町では風が吹かないので無理かなというふうには思います。

ここでちょっと町長にお伺いしたいんですが、小水力発電、先ほどだめだという話だったんですが、これ、犬上川の土地改良区の理解がなければちょっとできないことなんですが、用水路そのものに大型の水車5基ぐらい、5連ぐらい並べて設置して、自前の電力確保というような形でできないか。これにあたりましては、水路に段差を設けないかとか、いろんなことを考えないかんわけですけど、それをやれば大型水車をあの中に浮かべれば、入れて設置すれば、せせらぎのまちのイメージも上がっていくわけだし、先ほどから言われています何か珍しいものがないのかというような話にもなってくるかと思うんですが、イメージアップにもなると思います、散策道路としての。その辺で、電力そのものは夜間照明を使うとか、昼間はどこへ持っていくか、道の駅へ持っていってもいいかとは思いますが、そのような形の利用価値も出てくるかと思えますし、集客力にもつながらないかなというようなことも考えるわけですが、このエネルギー確保そのものは小水力発電としての利用価値とすれば、国は今年間何億かの施策で30億とか、今年度聞いてますけど、その辺のところでは事業をやれば補助がおりるんだというようなことも聞いています。その辺のところを一度調べていただいて、事業化する気はないか、町長にお伺いしたいのと、それとも、町長はそれ以外に何か思い当たる事案があるかどうか、お伺いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 水車による発電は、流量が非常に安定していないと難しいのではないかなというように1つは思います。例えば、石川県の七ヶ用水というところがあるんですけども、そこは白山の、いわゆる白山の山脈の水が、水脈が奥深いから非常に水量がびっくりするほど多いというようなことで、ここでは水車による発電とか、小水力、そういう発電をやって、その事務所から付近の公共施設すべてが電力が賄われているというようなことは現地に行って、以前に犬上川沿岸のあれでしたかね、見させていただいて参考になったというように思っております。そういう部分は、山梨県の方でも水車による

発電はありますが、やはり山が奥深いところは水量が豊富であるということがないと、それも稼働が難しいというようなことでございまして、甲良町の場合、三川分水に取水で取り込んでおりますが、その水量そのものは案外、水量はあっても勾配がないと、落差がないとそれだけの機能を果たさないというようなことで、ちょっと難しいのと違うかなということと、あの水はご存じのように農業用水ですので、管理は沿岸土地改良区がやっているということで、そこら辺がどうなるのかなということと、非常に難しいかなというような思いをしておりますし、あと、時々私も山のグラウンドで風がよう来ていますので、風力発電もどうかなというようなことも頭をよぎることはあるんですが、やはり議員がおっしゃるように、風の場合も安定した風がないとなかなか難しいのかなと。今、千葉県の海上で、大林組とかが海上の風力発電とか、そういうのを今やっておりますが、かなりそれは効果があるらしいんですけども、やはり地域性の問題があって、甲良町では今のところ、私も何かそういう代替エネルギーになるような発電はないかなというような思いをしておりますが、今思い浮かぶところがちょっとないのが現状です。

実は、大林さんの方は、去年、メガソーラーという話があったんです。ところが、北向きであるために、斜面が。日照が乏しいということから、今年1月にあいさつに来られて、部長が、メガソーラーは断念するというようなことを言われました。そして、その後に言われた言葉が、もう大林としては損金で処分している土地であるから、甲良町さんで森林公園か何かで管理して使ってもらえませんかというような言葉まであったんですが、私はそれはお断りはさせていただきました。ただ、あそこの部分については滋賀県が36年に国体を誘致したいというような話もありますので、そのときにそういう土地も使ってもらえたらいいがなということとは知事の方には助言はしておきました。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 大林の土地でいろんなことができんかなと私も思うんですが、先ほど言いました水車の話も、水量が少なくても回る水車、何ぼか理解をいただかないと段差をこしらえられないと思いますし、上流の方からホースで持ってきて回すことも考えたらいいかなどは思うんですが、それと、ギアが発展してますので、電力に持っていくためには、大がかりな電気を起こす必要はないわけですから、照明灯がつくぐらいの電気でもいいわけですから、そういうことで、半分遊び心が入るかもわかりませんが、自家発電のうまみを利用することも考えていったらどうかなというふうにも思います。

次に、いじめ、体罰に関して質問させていただきます。

先ほども次長の方から説明がありましたが、本当に体罰やいじめによる自

殺問題が深刻化になっております。その辺のところ、一方的なマスコミ報道等でいろんなことが出ているかとは思いますが、先生の問題に関しましても、一方的に悪いのかなというようなことも私もなかなか理解できないところがあるんですけど、その辺のところは指導という名のもとでの問題があって自殺がなされたというところで全部覆っているように思いますが、その辺のところの問題もいろんなことがあるということは承知して、あつてはいけないことなので、この辺のところについてちょっとお聞きしたいと思いますが、この甲良中学校だよりというものが2月で各家庭に回されたわけですが、その中の生徒へのアンケートという中で、甲良中学校の生徒として誇れるところはどういうところがいいですかというような形で、みんな仲がいいというような話で、2年生、3年生なんかは大きく、大人数、18人と10人とか、こういうふうになっている。これは人と読めばいいんですかね、18人とか10人とかいうふうになっておまして、仲がいいんだというのがわかる反面、改善しなければならないところは何ですかというような話の中で、やっぱりトラブルやいじめを減らすことというようなことも上がっております。それと、父兄の方もそうなんですが、学校や社会のルールが守れないんだとか、いろんな問題がクローズアップされているんだと思います。生徒さん自身もそういうように思っているところもありますし、その辺のところをどういうふうにお考えになっていくかという問題なんですけど、まず、今回は滋賀県の状況と甲良町より県に報告された内容をお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** それでは、まず体罰の方からですけれども、滋賀県の状況です。今年1月に滋賀県の教育委員会が県内の小学校、中学校、高等学校、全部に390校ですけれども、調査を実施されました。その中で33校、教員等44人が授業中や部活動中に体罰をしたと。そして、168人の児童・生徒に対して暴力等があつて、その中でも7人が軽傷を負ったという、新聞報道でもありましたけれども、県の状況です。

甲良町の状況としまして、体罰はありません。ゼロです。

次、いじめに関してですが、認知件数です。滋賀県の状況で、平成23年度、昨年度1年間で滋賀県で小学校で起こったいじめは106件、中学校では69件、今年度、滋賀県で小学校では85件、中学校では90件という状況でした。

甲良町におけるいじめにつきまして、昨年度、23年度はありません。ゼロです。そして、中学校はいじめが2件ありました。今年度につきまして、甲良町の小学校では2件、中学校では3件、合計5件がありました。しかし、いずれもそのいじめ問題については解決をしております。内容につきまして

は、ひやかしやからかい、悪口、あるいは仲間外れ、無視、軽くぶつけられた、あるいは、遊ぶふりをしてたたかれるといった内容で、すべてのいじめの状況につきまして、いつ、どこで、誰が、どういう状況で、どういうふうにして解決したかという報告もこちらの方に受けています。

ただ、体罰もいじめも、両方ですけれども、今はゼロでもあす起こるかもわからないという認識、あるいは、数が少ないけれども見えない、認知できていないという状況があるかもしれない、そういった認識に立って、いつでも、どこでも、いつでも両方起こり得るという危機意識をしっかりと持ち続けていきたいと思えます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ありがとうございます。甲良町としては少ないというふうな理解でいいかなと思えますが、意識してやっておられるというようなことはまずないと。おもしろ半分だというようなところが多いんだと思うんですが、やはりあってはいけないというような形で、先ほど次長がおっしゃいましたいじめ対策官ですか、員ですか、採用されたということでございますので、これはゼロに近い方向になるといいかなというふうに思えますので、よろしく願いしておきます。

次に、通学路につきまして、前も質問しておりますが、県へ報告されていると思えますが、それと、その処置についてお聞きしたいのと、処置されている中でもまだ残っているところがあるのかどうかというところをお聞きしたいと思えます。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 通学路についてお答えします。

9月議会でもお知らせしましたように、危険箇所としまして、東小学校区で8カ所、西小学校区で6カ所、中学校の近辺関係で3カ所を危険箇所として調査しています。東小学校区の8カ所のうちの4カ所は既に改善済みです。あと4カ所も随時ということで、例えばせせらぎの里にかかわって、今、道路の拡張工事をしていただいておりますが、その道路が大きくなったときに、横断するのに危険なために横断歩道をつけてくださいというのが2カ所ほどありますので、もう間もなく、まだ改善できていないところもできるかと思えます。西小学校の6カ所のうちの3カ所が改善済みです。例えば、呉竹のところの建部製材所のところ、大きくカーブしているところに横断歩道があるわけですが、なかなか横断歩道がカーブで見にくいために見やすくしてくださいということで、道路にカラー舗装をしていただいたというようなところでは、まだできていないところは、下之郷の若松医院さんの信号から尼子の公民館にかけての道路が細いので、あそこに歩道と車道を区別するような

ラインを引く、そういったことで今お願いしていますので、もうすぐしていただけるのではないかなと思います。

中学校の関係では、少し大きいんですけども、中学校前に、前の保健福祉センターと同じような歩道をつけていただきたいというようなことを言っています。県道でありますことと、大規模なために少し時間がかかるように聞いています。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 徐々には改善されているというふうに思いますが、残りも早く進む方向に要請、要望していただきたいと思います。

この中でちょっと、これ、私とこの角っこの話なんですけど、先日、上から来たんですけど、名神の方向、東側から西に向いて定期バスが走っているわけなんですけど、それから、キンセン側から出てきたトラックとが衝突しました。何か3時間ぐらい、警察は調べていましたけど、1人救急車で運ばれましたけど、乗客が。女性が1人おられたんですけど、その子はおじいさんに電話して学校へ、間に合わんからということで朝送ってもらったようですが、あそこ子どもが横断していますので、一度見ていただきたいと思います。あそこ、毎日毎日あそこを5、6人の子どもが通学していますので、ほとんどキンセン側から来る車は大型で、他府県ナンバーはとまりませんので、地元の人は知っているからとまるんですけど、近江鉄道の方もあそこで急ブレーキを踏んでいると前も質問したと思うんですけど、報告したと思うんですけど、この間は実際に当たりましたので、その危険箇所の1つに加えていただきたいと思います。

次に、人口減少問題、先ほども濱野議員も質問されておりますが、過去10年間の資料なんかを見ていますと、甲良町は一番人口が減っていているというところがあります。今年に入っても企画課長とも話をしていたんですけど、今日もまた減ったねというような話で話をしていたんですけど、今後の問題として、行政として何らかこれ、処置しないとあかんというふうなことで、先ほども答えが出てましたが、現状で継続して進んでいるような話のもの、合コンの話もあるのかとは思いますが、真剣に取り組まないといけない問題、少子高齢化の問題があります。これ、費用も、いろんなことがかかってくると思うんですけど、どうすれば、これ、歯どめがかけられるのかということを実際に我々も考えないかんでしょうけど、行政としても考えていただきたいと思いますと思うんですけど、お考えになっている点がありましたらお聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長　ご質問の内容のほとんどは濱野議員と併合しますので、最後に言われました内容で、甲良町の今の中では人口問題に対する具体的施策としての位置づけではありません。ただ、先ほども言わせていただいたように、大きな問題の中で、今後近隣の取り組みなんかもありますので、甲良町に向く、向かんは別にして、そういう検討をする必要があると思います。ただ、大きい流れの中で、ハード的に来てもらう。また、減るのを抑える。いろんな考え方があろうと思いますので、そこらは今後詰めるべきだと考えております。

それと、今ほどちょっとありました、それぞれ各部門でうちも住みよい甲良町をつくるための施策が進んでいるんですけど、具体的な町事業として、新たな出会い事業というのを昨年度から取り組みました。これ、前回の議会でも状況報告ということで、野瀬議員の方から報告、あれがあったかと思うんですけど、私どもの方としたら順調に進んでいると考えており、内容をまた精査した中で継続していきたいと考えています。2回目につきましては予定人員どおりの人員確保と、甲良町からも5名参加があったということで喜んでいる次第です。

以上です。

○建部議長　西川議員。

○西川議員　なかなかいい施策が見当たらないと。その中で新たな出会い事業という話なんですけど、新たな出会いがあっても甲良町に住んでくれないと、これ、どうにもならない話だと思いますので、昨今の状況を見ていますと、先ほども戸数が増えたけど家の中で分かれただけというような話だとか、そういう問題もありますので、人が住んでいただくためにはどうしたらいいのかなという形の問題をやっぱり学校の中に特異なスポーツクラブを設けるとか、人が移住してくれそうなことを何か考える方向でやっていかないと、企業もそうなんでしょうけど、工業団地の中で人が住みやすいような企業を持ってくるとか、そういうところを考えていかないかんだと思うんですけど、その辺のところ、町長としてはどのような考えがいいかなというようにお考えになっているか、いい話があればお聞かせください。

○建部議長　町長。

○北川町長　人口減少、非常に深刻な問題でございまして、私なりにいろいろも考えております。先般、12月の自治創造会議、これは知事と13市6町の首長による会議が年4回ございます。その中で、この人口減少に関連する問題で私も意見を言わせていただいたのは、滋賀県でいわゆる農地、圃場整備率は近江八幡市が95%、一番高いんです、達成。そして、その次、2番目が甲良町で94%、竜王町が93%、この1市2町が圃場整備率が非常

に高い。だけでも、その中で竜王の場合は丘陵地帯とかそういうのがありますので、それは別として、甲良町の場合は全体の面積のうちの54%が農地なんです。その農地のうちの95%が圃場整備でがんじがらめにされているというところが一番、この甲良町の若い人たちが家が建てられなくて、彦根とか近隣の市町に皆家を買うたりして転居するというケースで人が流れているということから、これは歯どめをかけるためには農地転用ができる、いわゆる農振法を外してもらわないかんという話をさせていただきました。知事の方も、今後検討課題やなというような答弁はいただいておりますので、今後も随時そのことについて、近江八幡市の市長やらと連携を取りながら取り組んでいきたいのが1つと、先ほど濱野議員が言われたように、尼子駅の、やはりこの下を、これからはあそこが1つの甲良町の人口を増やす拠点に本当はなってくればいいがなという私の個人的な思いがあるんですが、これは土地の所有者が、例えば農地でない宅地で所有しておられる方が誰かに、住宅会社とか、ああいいうマンションの会社に委託してアパートを建ててもらおうとか、そういうことができれば人口の増加につながるのかなと。特に今、古河ASさんが本社ビルの事務所棟、5階建てを建てておりますが、将来的には、一昨年から尼子の地権者の皆さんから3万2,000平米の用地買収が済んで、約1万坪弱あります。そこに将来的には2万平米の工場を建てるという計画を立てておられます。それによって従業員は500人増やしたいというようなことも言うておられるので、そういう部分で企業が増産できる体制と同時に社員も増やすというようなチャンスのときに住宅確保ができる施策を我々も進めていく必要があるという思いで今いろいろと考えているというところまでございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 農地法がひっかかるというのがネックかなとは思いますが、やはりこの人口減少問題だけはみんなが考えないかん問題だと思いますので、今後ともみんな一緒になって、こぞって行政の方、一般の意見等も取り入れながら、歯どめをかける方向へ持っていきたいというように私も思いますので、ひとつ、よろしく願いしておきます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○**建部議長** 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後4時46分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 金 澤 博

署 名 議 員 山 田 壽 一